

FIA国際モータースポーツ競技規則付則A項

FIAドーピング防止規定

項目

序文

第1条	ドーピングの定義
第2条	ドーピング防止規則違反
第3条	ドーピングの証拠
第4条	禁止表
第5条	検査および捜査
第6条	検体の分析
第7条	結果管理：責任、最初の再考、通知、および暫定的な停止
第8条	結果管理：公正な聴聞会に参加する権利および聴聞裁定の通知
第9条	個人の成績の自動的失効
第10条	個人に対する制裁措置
第11条	チームに対する措置
第12条	他のスポーツ団体に対するFIAによる制裁
第13条	結果管理：控訴
第14条	守秘および報告
第15条	決定の実施
第16条	時効
第17条	教育
第18条	ASNsの追加の役割と責任
第19条	FIAの追加の役割と責任
第20条	ドライバーの追加の役割および責任
第21条	ドライバー支援人員の追加の役割および責任
第22条	本ドーピング防止規則に従うその他の者の追加の役割および責任
第23条	コードの解釈
第24条	最終条項

付属文書1：定義

序文

前書き

国際自動車連盟（以下、FIA）は、2010年12月1日より、世界ドーピング防止機関（以下、WADA）の世界ドーピング防止規程（以下、コード）を厳守した。コードの原則および義務条項は本規則に組み込まれている（以下、規則）。本規則はコードの下にあるFIAの責任に従い、またFIAのスポーツにおけるドーピング撲滅の継続的努力を増進させるために、採択され施行された。

本ドーピング防止規則は、スポーツが行われる条件を統括するスポーツの規則である。世界的にまた調和のとれた方法でドーピング防止の規則を実施することを目的とし、規則

はその性質上、刑法および民法とははっきり区別され、刑事または民事の手続きに適用される一切の国内の要件あるいは法的基準の適用を受けるあるいはそれらに制限されることを意図したのではなく、比例性と人権の原則を尊重する方法で適用されることを意図している。

すべての法廷、仲裁裁判所及びその他の審判機関は、一定の事案に関する事実や法律の検討を行うにあたり、コードを実施する本ドーピング防止規則が特異な性質を有すること、及びこれらの規則が公正なスポーツの実現を目指す世界中の幅広い関係者からの賛同を得ていることに留意し、それを尊重しなければならない。

コードに規定されているように、FIAはドーピング管理のあらゆる側面を実施する責任を負うものとする。ドーピング管理またはドーピング防止教育のあらゆる側面は、FIAから国際検査機関（ITA）などの委任された第三者に委任される場合がある。ただし、FIAは、委任された第三者に対して、コード、国際基準、および本ドーピング防止規則に従ってそのような側面を実行することを要求するものとする。FIAは、その裁定責任と結果管理をCASドーピング防止部門に委任することができる。FIAがドーピング管理の一部または全部を実施する責任を委任された第三者に委任した場合、本規則におけるFIAへの言及は、該当する場合および前述の委任の文脈の範囲内で、その委任された第三者への言及として意図されるべきである。FIAは、委任された側面がコードに従って実行されることを保証することに常に全責任を負うものとする。

これらのドーピング防止規則の斜体の用語は、補足1で定義された用語である。

特に指定のない限り、条項への参照は、本規則の条項への参照を指す。

コードとFIAの規則の基本的な理論的根拠

ドーピング防止プログラムはスポーツの本質的価値に基づいている。この本質的な価値は、しばしば「スポーツの精神」と呼ばれる。つまり、各ドライバーの天性の才能をひたむきに完璧に仕上げることによって、人間の卓越性を倫理的に追求することである。

ドーピング防止プログラムは、ドライバーの健康を保護し、ドライバーが禁止物質や禁止方法を使用せずに人間としての卓越性を追求する機会を提供することを目的としている。

ドーピング防止プログラムは、ルール、他の競技参加者、公正な競争、平等な競争の場、そして世界に対するクリーンスポーツの価値の尊重という点で、スポーツの品位を維持することを目指している。

スポーツの精神は、人間の精神、身体、健全な考え方を称賛するものである。それはオリンピズムの本質であり、スポーツの中で、またスポーツを通じて、私たちが見出す次のような価値観に反映されている：

- 健康
- 倫理、フェアプレー、誠実さ
- コードに定められたドライバーの権利
- 優れたパフォーマンス
- 性格と教育
- 楽しさと喜び
- チームワーク
- 献身と専念
- 規則と法律の尊重
- 自分自身と他の参加者を尊重する
- 勇気
- コミュニティと連帯

スポーツの精神は、私たちがいかに誠実にプレーするかによって表現される。
ドーピングはスポーツの精神に根本的に反するものである。

本ドーピング防止規則の適用範囲

規則は以下に適用される：

- (a) FIA（取締役会メンバー、ディレクター、役員、および指定された従業員を含む）およびドーピング管理のあらゆる側面に関与する委任された第三者とその従業員。
- (b) 各ASN（取締役会メンバー、ディレクター、役員および指定された従業員を含む）およびドーピング管理のあらゆる側面に関与する委任された第三者とその従業員。
- (c) 以下のドライバー、ドライバー支援人員、その他の個人
 - (i) FIA、または任意のASNまたは任意のASNのメンバーもしくは関連組織（あらゆるクラブ、チーム、協会、リーグを含む）のメンバーであるすべてのドライバーおよびドライバー支援人員；
 - (ii) 任意のASNまたは任意のASNのメンバーもしくは関連組織（あらゆるクラブ、チーム、協会、リーグを含む）によって発行された国際ライセンスまたは国内ライセンスを保有するすべてのドライバー；
 - (iii) FIA、任意のASN、または任意のASNのメンバーもしくは関連組織（あらゆるクラブ、チーム、協会、リーグを含む）によって組織、招集、認可または承認された競技会、競技、およびその他の活動（開催場所を問わず）にそのような立場で参加するすべてのドライバーおよびドライバー支援人員；および
 - (iv) 認定、ライセンス、その他の契約上の取り決め、またはその他の理由により、ドーピング防止を目的とした、FIA、任意のASN、または任意のASNのメンバーもしくは関連組織（クラブ、チーム、協会、リーグを含む）の管轄下にある、その他のドライバーまたはドライバー支援人員、またはその他の個人。
 - (v) FIAまたはその加盟ASNの一つの正会員ではないが、特定の国際競技会で競技する資格を得たいドライバー。

上記の各個人は、モータースポーツへの参加または関与の条件として、本ドーピング防止規則に同意して拘束され、本ドーピング防止規則を執行するためにFIAの権限に従うものとみなされる。これには、ドーピング防止規則の違反の結果一切を含み、本ドーピング防止規則¹に基づいて提起された事案および控訴を審問し決定するため、第8条および第13条に指定された聴聞パネルの司法権への服従を含む。

本ドーピング防止規則に拘束され、遵守することを求められる上記のドライバー全体のうち、以下のドライバーは、これらのドーピング防止規則の目的において国際レベルのドライバーとみなされる。国際レベルのドライバーに適用される本ドーピング防止規則の特定の規定（検査、TUE、居場所情報、結果管理など）は、当該ドライバーに適用される。

1 [注釈：コードがドライバーまたはドライバー支援人員以外の者にコードによる拘束を要求する場合、そのような者は、当然ながら、検体採取又は検査の対象とならず、また、禁止物質または禁止方法の使用または保有に関するコードに基づくドーピング防止規則違反についても問われることはない。むしろ、当該者は、第2.5項（不当な改変）、第2.7項（不正取引）、第2.8項（投与）、第2.9項（共謀行為）、第2.10項（禁止提携）、および第2.11項（報復行為）のコード違反に対する懲罰の対象となるのみである。さらに、当該者は、コード

第21.3項に基づく追加的な役割と責任を負うことになる。また、従業員にコードに拘束されることを要求する義務は、適用法の対象となる。

FIAは、本ドーピング防止規則の第19条に従って、雇用、契約、その他を問わず、取締役会メンバー、ディレクター、役員、特定の従業員、および委任された第三者およびその従業員とのあらゆる取り決めにおいて、雇用、契約、その他のいずれかにかかる者が従うべき明確な条項が組み込まれ、これらのドーピング防止規則を遵守することに同意し、ドーピング防止事案を解決するFIAの権限に同意することを保証するものとする]

- (a) 以下のリンクで公開されているFIA国際スポーツ カレンダーに登録されている競技に参加するドライバー：<https://www.fia.com/international-sporting-calendar>;
- (b) FIA検査対象者登録リスト、検査対象者、およびFIAが設定したその他の対象者に含まれるドライバー（FIAは、ドライバーが国内ライセンスを保有するその国が国内ドーピング防止機関を指定していない場合を除き、国際ライセンスを保有するドライバーのみを含めることを意図している）。

定義

補足1に定義される用語は、規則の中で斜体にて示される。

規則としての目的のため、また簡潔のため、両性ともに人を表すのに男性代名詞が使用される。

第1条 ドーピングの定義

ドーピングは本ドーピング防止規則の第2.1項から第2.11項までに規定されているドーピング防止の1つあるいは複数の規則違反の発生と定義される。

第2条 ドーピング防止規則違反

第2条の目的は、ドーピング防止規則違反を構成する状況および行為を特定することである。ドーピング事案の審問は、これらの特定の規則の1つ以上が違反されたことの主張に基づいて進められる。

ドライバーあるいはその他の者は、ドーピング防止規則違反の構成要件、また禁止表に掲載される物質および方法を知っていることに責務がある。

以下はドーピング防止規則違反を構成する：

- 2.1 **ドライバーの検体から禁止物質あるいはその代謝産物または指標が存在すること。**
 - 2.1.1 身体に禁止物質が入らないようにすることを確実にすることは、各ドライバーの個々の義務である。ドライバーは自身の検体から禁止物質あるいはその代謝産物または指標が検出された場合にはその責任を負う。従って、第2.1項²の下でドーピング防止規則違反を確立するために、ドライバーの身体部分への使用の意図、過誤、過失あるいは使用を知っていたことが立証される必要はない。

2[第2.1.1項注釈：本項に基づくドーピング防止規則違反は、ドライバーの過誤にかかわらず行われる。この規則は、多くのCASの決定で「厳格責任」と呼ばれ様々な判決に引用されてきた。ドライバーの過誤は、第10条に基づくドーピング防止規則違反の措置を判断するにあたり考慮される。CASはこの原則を一貫して支持してきている。]

2.1.2 第2.1項に基づくドーピング防止規則違反の十分な立証は、次のいずれかによって確立される：ドライバーがB検体の分析を放棄し、B検体は分析されない場合に、ドライバーのA検体に禁止物質あるいはその代謝産物または指標が存在すること；あるいはドライバーのB検体が分析される場合に、ドライバーのB検体の分析が、禁止物質あるいはその代謝産物または指標がA検体に存在することを追認すること。またはドライバーのA検体あるいはB検体が2つの部分に分割され、分割された検体の確認部分の分析により、分割された検体の最初の部分に含まれる禁止物質またはその代謝産物または指標の存在が追認されるか、ドライバーが分割された検体³の確認部分の分析を放棄する場合。

3[第2.1.2項注釈：結果の管理に責任を負うドーピング防止機関は、ドライバーがB検体の分析を要求していない場合でも、その裁量により、B検体の分析を実施させることができる。]

2.1.3 禁止表あるいは技術文書に、しきい値の設定が明確に確認される物質を除き、ドライバーの検体から検出される禁止物質あるいはその代謝産物または指標のいかなる報告された量の存在も、ドーピング防止規則違反を構成する。

2.1.4 第2.1項の一般規定の例外として、禁止物質の報告もしくは評価について、禁止表または国際基準あるいは技術文書は特別基準を確立することができる。

2.2 禁止物質あるいは禁止方法のドライバーによる使用または使用の企て⁴

4[第2.2項注釈：禁止物質あるいは禁止方法の使用または使用の企ては、信頼性ある方法によって証明されてきた。第3.2項の注釈にあるように、第2.1項の下でドーピング防止規則違反に該当することを証明するために要求される証明とは異なり、禁止物質あるいは禁止方法の使用または使用の企ても、ドライバーの自白、証人の証言、証拠書類、ドライバーの生体パスポートの一貫して集められたデータを含む縦断的（長期間）プロファイリングによる結果、または、第2.1項の下で禁止物質の"存在"を証明するためのすべての要件を満たしているわけではないその他の分析情報など、信頼できる方法によって証明される可能性がある。例えば、ドーピング防止機関から、他方の検体による追認がないことについて納得できる説明がなされた場合には、A検体の分析（B検体の分析による追認がなくても）又はB検体のみ分析から得られた信頼できる分析データにより禁止物質の使用が証明されることもある。]

2.2.1 身体に禁止物質が入らないようにすること、および禁止方法を使用しないことを確実にすることは、各ドライバーの個々の義務である。従って、禁止物質または禁止方法の使用についてドーピング防止規則違反を確立するために、ドライバーの身体部分への使用の意図、過誤、過失あるいは使用を知っていたことが立証さ

れる必要はない。

- 2.2.2 禁止物質あるいは禁止方法の使用または使用の企てが成功したか否かは重要ではない。ドーピング防止規則違反を犯すこととは、禁止物質あるいは禁止方法が使用されたあるいは使用が企てられたことにより成立する。

5[第2.2.2項注釈：禁止物質又は禁止方法の「使用を企てたこと」の証明には、ドライバー側に意図があったことの証明が求められる。特定のドーピング防止規則違反を証明するために意図が求められるという事実は、禁止物質又は禁止方法の使用に関する第2.1項及び第2.2項の違反の証明における「厳格責任」原則を損なうものではない。使用した物質が競技外において禁止されておらず、かつ、ドライバーの禁止物質の使用が競技外でなされたという場合でない限り、ドライバーの禁止物質の使用は、ドーピング防止規則違反を構成する（ただし、禁止物質又はその代謝物若しくは指標が、競技内において採取された検体に存在した場合には、いつの時点において当該物質が投与されていたかに関係なく、第2.1項に違反する。）。]

2.3 **ドライバーによる検体の採取提出の回避、拒否あるいは不履行**

検体採取を回避する；または、正式に権限を与えられた者による通知後にやむを得ない正当な理由を受け入れさせることなしに検体採取の提出を拒否または怠ること。⁶

6[第2.3項注釈：：例えば、ドライバーが、通告又は検査を回避するために、ドーピング管理役職員を意図的に避けていたことが証明された場合には、当該行為はドーピング防止規則における「検体の採取の回避」の違反となる。「検体採取の不履行」という違反はドライバーの意図的な又は過誤による行為に基づくが、検体採取の「回避」又は「拒否」の場合にはドライバーの意図的な行為に基づく。]

2.4 **居場所情報義務違反**

検査対象者登録リストに掲載のドライバーにより、12ヶ月の期間内に、「結果管理に関する国際基準」に規定される3回の検査未了および／あるいは提出義務違反のいずれかの組み合わせ。

- 2.5 **ドーピング管理のいかなる部分についても、ドライバーあるいはその他の者が不当な改変を行うこと、あるいは不当な改変を企てること。**

2.6 **ドライバーまたはドライバー支援人員による禁止物質あるいは禁止方法の保有**

- 2.6.1 競技内のドライバーによる、禁止方法あるいは禁止物質の一切の保有、あるいは競技外のドライバーによる、競技外で禁止されている禁止方法あるいは禁止物質の一切の保有。ただし、第4.4項に従い、治療使用特例（以下TUE）に準じた保有をドライバーが証明している場合、あるいはその他受け入れ可能な正当な理由を提示している場合は除く。

- 2.6.2 競技内のドライバー支援人員による、禁止方法あるいは禁止物質の一切の保有、あるいは競技外のドライバー支援人員による、競技外で禁止されている禁止方法あるいは禁止物質の、ドライバー、競技あるいはトレーニングに関わる一切の保

有。ただし、第4.4項に従い、そのドライバーに許可されているTUEに準じた保有であることをドライバー支援人員が証明している場合、あるいはその他の正当な理由に基づくものである場合は除く。⁷

7 [第2.6.1項および2.6.2項注釈: 受け入れ可能な正当な理由には、例えば友人や親戚にあげる目的で禁止物質を購入あるいは保有することは含まれない。ただし、糖尿病の子供にインシュリンを購入したなど、処方箋を所有する者が正当な医療状況下にある場合は除く。]

[第2.6.1項および2.6.2項注釈: 受け入れ可能な正当な理由には、例えば、(a) ドライバーまたはチームドクターが急性あるいは緊急の状態を処置するために禁止物質あるいは禁止方法を携帯する場合 (例: エピネフリン自己注射器)、または (b) TUE を申請して決定を受け取る直前に、治療上の理由で禁止物質または禁止方法を保有していたドライバー。]

2.7 **ドライバーあるいはその他の者による禁止物質あるいは禁止方法の不正取引あるいは不正取引の企て。**

2.8 **競技内のドライバーに対する、ドライバーあるいはその他の者による禁止物質あるいは禁止方法の一切の投与あるいは投与の企て、あるいは競技外で禁止されている一切の禁止物質あるいは禁止方法の、競技外の一のドライバーへの投与あるいは投与の企て。**

2.9 **ドライバーあるいはその他の者による共謀行為あるいは共謀行為の企て**
もう一人の者による、ドーピング防止規則違反あるいはドーピング規則違反の企て、または第10.14.1項の違反に関与する、支援、奨励、幫助、扇動、陰謀、隠蔽あるいはその他一切の種の意図的な共謀行為あるいは共謀行為の企て。⁸

8 [第2.9項注釈: 共謀行為または共謀行為の企てには、身体的または心理的援助が含まれる場合がある。]

2.10 **ドライバーあるいはその他の者による禁止提携**

2.10.1 一人のドライバー、あるいはその他の職業上あるいはスポーツに関する資格でドーピング防止機関の権限に属する者との、以下のドライバー支援人員との提携:

2.10.1.1 ドーピング防止機関の権限に属する場合、資格停止期間にある; あるいは

2.10.1.2 ドーピング防止機関の権限に属さず、結果管理過程においてコードに従い資格停止期間にない場合、そのような者にコード準拠規定が適用できる場合は、ドーピング禁止規定違反を構成したであろう行為について刑事手続き、懲罰手続きあるいは職業上の手続きで有罪判決を受けた、あるいはかかる事実が認定されている。かかる者の欠格状態は、刑事上、職業上または懲罰の決定から6年間、あるいは刑事上、懲罰または職業上の制裁が科されている期間のどちらか長い方の期間継続実施される; または、

2.10.1.3 第2.10.1.1項または第2.10.1.2項に規定される個人の窓口役あるいは仲介者の役

割を果たす。

- 2.10.2 第2.10項の違反を立証するには、ドーピング防止機関は、ドライバーまたはその他の者がドライバー支援人員の欠格状態を知っていたことを証明しなければならない。

第2.10.1.1項および第2.10.1.2項に規定されるドライバー支援人員との何らかの関わりが、職業上あるいはスポーツに関する資格においてのものではない、および/またはそのような関わりが合理的に避けられたことを証明するのはドライバーまたはその他の者の義務である。

第2.10.1.1項および第2.10.1.2項に規定される基準を満たすドライバー支援人員を認識したドーピング防止機関は、WADAにその情報を提出すること。⁹

9 [第2.10項注釈：ドライバーまたはその他の者は、ドーピング防止規則違反の理由で資格停止中である、あるいはドーピングに関して刑事上有罪判決を受けた、あるいは職業上懲罰を受けたコーチ、トレーナー、医師あるいはその他のドライバー支援人員と共に働いてはならない。これにより、資格停止期間中にコーチまたはドライバー支援人員として活動する他のドライバーとの関わりも禁止される。禁止される提携のいくつかのタイプには、例として：トレーニング、戦略、技術、栄養学あるいは医療的助言を得ること；治療効果、医療処置、あるいは処方を得ること；分析のために一切の体内生成物を提供すること；あるいはドライバー支援人員に代理人または代表者としての役割を認めること、が含まれる。禁止される対象者との提携はいかなる形態の対価の提供も要さない。

第2.10項では、ドーピング防止機関がドライバーまたはその他の人にドライバー支援人員の欠格状態について通知することを義務付けていないが、そのような通知が提供される場合、そのような通知はドライバーまたはその他の者がドライバー支援人員の欠格状態について知っていたことを立証する重要な証拠となる。]

- 2.11 **ドライバーまたはその他の者による、当局への報告を阻止または報復する行為**
かかる行為が第2.5項の違反に該当しない場合:

2.11.1 ドーピング防止規則違反の疑いまたはコードの不遵守の疑いに関連する情報をWADA、ドーピング防止機関、法執行機関、規制機関または専門的懲戒機関、聴聞機関、またはWADAあるいはドーピング防止機関のために調査を実施する者に誠実に報告することを妨げる目的で、他の者を脅迫したりおびえさせようとする行為。

2.11.2 ドーピング防止規則違反の疑いまたはコードの不遵守の疑いに関連する証拠または情報を誠意を持ってWADA、ドーピング防止機関、法執行機関、規制機関または専門的懲戒機関、聴聞機関に提供した者、またはWADAあるいはドーピング防止機関のために調査を実施する者に対する報復行為。

第2.11項において、報復、脅迫および威嚇とは、誠実な根拠を欠く行為または不釣り合いな対応であるため、当該人物に対して行われる行為を含む。¹⁰

10 [第2.11.2項注釈: この条項は、誠実に報告を行う者を保護することを目的としており、故意に虚偽の報告を行う者を保護するものではない。]

[第2.11.2項注釈: 報復行為には、例えば、報告者、その家族、または関係者の身体的または精神的幸福または経済的利益を脅かす行為が含まれる。報復行為には、ドーピング防止機関が報告者に対してドーピング防止規則違反を誠実に主張することは含まれない。第2.11項の目的上、報告者が報告内容が虚偽であることを知っている場合、報告は誠実に行われたとは言えない。]

第3条 ドーピングの証拠

3.1 証拠の責任および証拠の基準

FIAは、ドーピング防止規則の違反が発生したことの証拠固めをする責任を負う。証拠の基準は、FIAが、申し立ての重度を踏まえた上で、聴聞員団の十分な満足はいくよう、ドーピング防止規則違反を証明できたか否かである。この証拠の基準はあらゆる場合において、単なる作為（不作為）の蓋然性は超えるべきであるが、合理的疑義の余地がない程度にまで証明される必要はない。事実推定に対して反証を挙げる、あるいは特定の事実または状況を確立するために、ドーピング防止規則違反を犯したと申し立てられたドライバーあるいはその他の者に対して、本規則が証拠の責任を課す場合、第3.2.2項および第3.2.3項の規定するところを除き、証拠の基準は、作為（不作為）の蓋然性によるものとする。¹¹

11 [第3.1項注釈: FIAが満たすことが求められるこの証拠の基準は、ほとんどの国で、職務上の違法行為に関わる事例に適用される基準に相当する。]

3.2 事実および事実推定確立の方法

ドーピング防止規則違反に関する事実は、自認を含めて一切の信頼にたる方法によって確立することができる。以下の証明の規則が、ドーピングの事例に適用できる:

12 [第3.2項注釈: 例えばFIAは、ドライバーの自認、第三者の確かな証言、信頼に足る証拠書類、第2.2項注釈に記載のあるA検体またはBいずれかから信頼できる分析データ、あるいはドライバーの生体パスポートのデータなどの、ドライバーの血液または尿検体の一連のプロファイルから導かれる検査結果に基づき第2.2項の下でドーピング防止規則違反を確定することが出来る。]

3.2.1 関係する科学コミュニティ内における協議を経た後WADAにより承認され、またはピアレビューを経た分析方法あるいは、しきい値の設定は、科学的に有効なものであると推定される。かかる推定の条件が満たされているかどうか異議を唱えようとするあるいは、この科学的有効性の仮定に反証することを望む一切のドライバーまたはその他の者は、そのような一切の異議申し立てに先立つ条件として、最初にその異議申し立てとその根拠についてWADAに通知することを要する。最初の審問機関、上訴機関、またはCASは主体的に、そのような一切の異議申し立てをWADAに通知することができる。そのような通告およびかかる異議申し立てに関連する事案ファイルをWADAが受けてから10日間以内に、WADAも法定助言者として、または別途そのような訴訟に証拠を提供するものとして仲裁する権限を有する。CASでの訴訟の場合、WADAの要請を受けCAS陪審員は、当該

異議申し立ての評価において陪審員を補佐する適切な科学専門家を任命する。¹³

13 [第3.2.1項注釈: 特定の禁止物質について、WADAは、禁止物質またはその代謝産物または指標の推定濃度が最低報告レベルを下回っている場合、違反が疑われる分析所見として検体を報告しないようWADA承認分析試験施設に指示する場合がある。最低報告レベルの決定、またはどの禁止物質が最低報告レベルの対象となるべきかを決定するWADAの決定に対しては、異議を申し立てられない。さらに、そのような検体中の禁止物質の試験施設の推定濃度は推定値にすぎない場合がある。いかなる場合においても、検体中の禁止物質の正確な濃度が最低報告レベルを下回っている可能性は、検体中のその禁止物質の存在に基づくドーピング防止規則違反に対する抗弁を構成するものではない。]

3.2.2 WADA承認分析試験施設、およびその他のWADAが認めた分析機関が、分析機関に関する国際基準に従い、検体分析および保管手順を実施したと推定される。ドライバーあるいはその他の者は、違反が疑われる分析所見の合理的な原因となりうるような、分析機関に関する国際基準への乖離を証明することにより、この事実推定に対して反証を挙げることができる。ドライバーあるいはその他の者が、違反が疑われる分析所見の合理的な原因となりうるような、分析機関に関する国際基準への乖離を提示することで、先の事実推定に対して反証を挙げると、FIAあるいはASNは、そのような乖離が、違反が疑われる分析所見を出す原因となっていないことを証明する責任を負う。¹⁴

14 [第3.2.2項注釈: 違反が疑われる分析所見の合理的な原因となりうるような「分析機関に関する国際基準」からの乖離を作為（不作為）の蓋然性によりを証明するのは、ドライバーあるいはその他の者の責務である。したがって、ドライバーまたはその他の者が作為（不作為）の蓋然性によって乖離を立証する場合、ドライバーまたはその他の物の因果関係に対する責任は、立証基準がやや低くなり、「合理的に原因があった可能性がある」。ドライバーあるいはその他の者がこの基準を満足する場合、当該乖離が、違反が疑われる分析所見の原因ではなかったことを聴聞会に十分に納得させるまで証明する責務はFIAに移行する。]

3.2.3 その他一切の国際基準またはその他のドーピング防止規則、またはコードあるいは本規則に定められた方針からの乖離は、ドーピング防止規則の違反の、分析の結果あるいはその他の証拠を無効としないものとする。¹⁵ ただし、ドライバーまたはその他の者が、以下に挙げる特定の国際基準規定のいずれかからの乖離が、違反が疑われる分析所見または居場所情報違反に基づいてドーピング防止規則違反の合理的な原因になりえたことを立証した場合、FIAはそのような乖離が、違反が疑われる分析所見や居場所情報違反の原因ではなかったことを証明する責任を負うものとする：

- (i) 違反が疑われる分析所見に基づくドーピング防止規則違反の合理的な原因となった可能性のある、検体採取または検体処理に関連する検査およびドーピング捜査に関する国際基準からの乖離。この場合、FIAはそのような乖離が違反が疑われる分析所見を引き起こしたのではないことを立証する責任を負うものとする。
- (ii) ドーピング防止規則違反の合理的な原因となった可能性のある、結果管理の国際基準または違反が疑われるパスポート所見に関連する検査およびドーピング捜

査の国際基準からの乖離。この場合、FIAは、そのような乖離がドーピング防止規則違反を引き起こしてはいなかったことを立証する責任を負うものとする。

- (iii) 違反が疑われる分析所見に基づいてドーピング防止規則違反の合理的な原因となった可能性があるB検体開封のドライバーへの通知要件に関する結果管理の国際基準からの乖離。この場合、FIAは当該乖離が違反が疑われる分析所見を引き起こさなかったことを証明する責任を負うものとする。¹⁶
- (iv) 居場所情報違反に基づいてドーピング防止規則違反の合理的な原因となった可能性がある、ドライバー通知に関連した結果管理の国際基準からの乖離。その場合、FIAはその乖離が居場所情報違反の原因ではなかったことを証明する責任を負うものとする。

15 [第3.2.3項注釈: 検体の採取または取り扱い、違反が疑われるパスポート所見、または居場所情報違反またはB検体開封に関連するドライバーへの通知に関係のない国際基準またはその他の規則からの乖離。例えば、教育に関する国際基準、プライバシーおよび個人情報の保護に関する国際基準、または治療使用特例に関する国際基準 – についてはWADAによる遵守手続きが行われる場合があるが、ドーピング防止規則の手続きにおいて抗弁とはならず、ドライバーがドーピング防止規則違反を犯したかどうかの問題には関係がない。同様に、コードの第20.7.7項で言及されている文書に対するFIAの違反は、ドーピング防止規則違反に対する抗弁を構成するものではない。]

16 [第3.2.3 (iii) 項注釈: FIAは、例えばB検体の開封と分析が独立した証人によって観察され、不法行為が一切なかったことを示すことによって、そのような乖離が違反が疑われる分析所見の原因とならなかったことを証明する責任を果たす。]

3.2.4 係争中の上訴の対象とならない、裁判所あるいは管轄の専門懲戒裁判機関の決定によって確立された事実は、それらの事実に関する決定が関与する当該ドライバーあるいはその他の者に対する反証できない証拠となる。ただし、決定が自然的正義の原則に反することを当該ドライバーあるいはその他の者が確立する場合は除く。

3.2.5 ドーピング防止規則違反の聴聞会において、聴聞員団は、ドライバーあるいはその他の者が、聴聞会の事前に合理的時間的余裕をもった要請を受けた後、聴聞会に出廷し（直接あるいは聴聞員団の指示に従う電話によるいずれか）、聴聞員団あるいはFIAからの質問に答えることを拒否したことに基づき、ドーピング防止規則違反を犯したと主張されるドライバーあるいはその他の者に不利な推論を引き出す場合がある。

第4条 禁止表

4.1 禁止表の編入

本ドーピング防止規則には禁止表が組み込まれている。これは、コードの第4.1条に記載されているとおり、WADAによって発行および改訂されたものである。禁止表あるいは改訂版にその他の定めがない限り、禁止表および改訂版は、本ド

ドーピング防止規則の下で、WADAに公示されてから3ヶ月後に、FIAあるいはそのASNによるその他一切の活動を要することなく、発効する。すべてのドライバーおよびその他の者は、発効日から、さらなる正式な手続きなしに、禁止表およびその改訂版に拘束されるものとする。禁止表の最新版とそのすべての改訂版をよく理解することは、すべてのドライバーおよびその他の者の責任である。

FIAは、ASNに最新版の禁止表を提供するものとする。各ASNは、その会員およびその会員の構成員にも禁止表の最新版が提供されることを保証する。¹⁷

17 [第4.1項注釈: 現在の禁止表は、WADAのウェブサイト (<https://www.wada-ama.org>) で入手できる。禁止表は必要に応じて改訂され、迅速に公開される。ただし、予測可能性を高めるため、変更の有無に関係なく、新しい禁止表が毎年発行される。]

4.2 禁止表上で確認できる禁止物質および禁止方法

4.2.1 禁止物質および禁止方法

禁止表は、以下でドーピングとして常に（競技内と競技外の両方において）将来実施される競技での技能を向上させる潜在能力あるいは隠蔽された潜在能力のゆえに禁止されている禁止物質および禁止方法を、および競技内でのみ禁止されている物質と方法を明らかにするものである。禁止表は、特定のスポーツに関してWADAによって拡張される場合がある。禁止物質と禁止方法は、一般分類（例：蛋白同化剤）あるいは特別の物質あるいは方法については特定指示により、禁止表の中に含まれることがある。¹⁸

18 [第4.2.1項注釈: 競技中のみに禁止されている物質の競技外での使用は、競技中に採取された検体について、その物質またはその代謝産物または指標に対する違反が疑われる分析所見が報告されない限り、ドーピング防止規則違反ではない。]

4.2.2 特定物質または特定方法

第10条を適用する目的で、禁止表に識別されるものについては除き、すべての禁止物質が特定物質とされる。禁止方法は、禁止表で特定方法として特に識別されていない限り、特定方法ではない。¹⁹

19 [第4.2.2項注釈: 第4.2.2項で特定された特定の物質および方法は、他のドーピング物質または方法よりも重要性が低い、または危険性が低いと決して考えられるべきではない。むしろ、それらは単に、ドライバーがスポーツパフォーマンスの向上以外の目的で消費または使用した可能性が高い物質と方法にすぎない。]

4.2.3 濫用物質

第10条を適用する目的で、濫用物質には、スポーツの枠以外で社会で頻繁に濫用されるため、禁止表で特に濫用物質として特定されている禁止物質を含むものとする。

4.3 WADAによる禁止表の決定

WADAによる、禁止表に含まれる禁止物質および禁止方法の決定、禁止表にある

カテゴリーへの物質の分類付け、常時禁止または競技のみでの禁止の物質の分類付け、特定物質、特定方法または濫用物質としての物質あるいは方法の分類付けは最終的なものであり、当該物質や方法が隠蔽剤ではない、あるいは健康上の危険性を及ぼさず、またはスポーツの精神を損なうことがないこと、技能向上の潜在能力を持たないことを根拠に、ドライバーあるいはその他の者が異議を唱えることはできない。

4.4 治療使用特例（「TUE」）

4.4.1 禁止物質またはその代謝産物もしくは指標の存在、および／または禁止物質もしくは禁止方法の使用もしくは使用の企て、保有もしくは投与もしくは投与の企ては、治療使用特例についての国際基準に従い認められたTUEの規定と整合する場合にはドーピング防止規則違反とみなされない。

4.4.2 TUE申請

4.4.2.1 国際レベルのドライバーではないドライバーは、所属する国内ドーピング防止機関にTUEを申請するものとする。国内ドーピング防止機関が申請を拒否した場合、ドライバーは第13.2.2項に記載されている国内レベルの上訴機関にのみ上訴することができる。

4.4.2.2 国際レベルのドライバーであるドライバーは、FIAに申請するものとする。TUEプロセスのあらゆる側面は、FIAから国際試験機関（ITA）などの委任された第三者に委任される場合があり、そのような側面はコード、国際基準、および本規則に従って実行される。

4.4.3 TUEの承認²⁰

4.4.3.1 ドライバーが、当該の禁止物質または禁止方法について、コードの第4.4項に基づき、すでに国内ドーピング防止機関によって付与されたTUEを取得している場合、また、そのTUEが治療使用特例に関する国際基準に定められた基準を満たしている場合、FIAは国際レベル競技の目的でそれを承認しなければならない。FIAがTUEがこれらの基準を満たしていないと判断し、その認定を拒否する場合、FIAは理由を添えてドライバーおよびドライバーの国内ドーピング防止機関に速やかに通知しなければならない。ドライバーまたは国内ドーピング防止機関は、第4.4.7項に従い、かかる通知から21日以内に、WADAに問題の再考のために付託するものとする。

20 [第4.4.3項注釈：国内ドーピング防止機関によって認められたTUEを、「治療使用特例の国際基準」に定められた基準を満たすことを証明するために必要な医療記録あるいはその他の情報が欠如しているという理由のみで、FIAが承認拒否する場合、その事案はWADAへ付託されるべきではない。その代わりに、提起書類一式は完成されFIAに再提出されるべきである。]

[第4.4.3項注釈：FIAは、国内ドーピング防止機関がFIAに代わってTUE申請を検討することに同意する場合がある。]

問題が審査のためにWADAに付託された場合、国内ドーピング防止機関によって付与されたTUEは、WADAの決定を待つまで、国内レベルの競技および競技外の検査には引き続き有効である（ただし、国際レベルの競技には無効）。21日の期限内に問題が審査のためにWADAに付託されない場合、ドライバーの国内ドーピング防止機関は、その国内ドーピング防止機関によって付与された元のTUEが国内レベルの競技および競技外の検査で引き続き有効であるかどうかを決定しなければならない。（ただし、ドライバーが国際レベルのドライバーでなくなり、国際レベルの競技に参加しない場合に限る）。国内ドーピング防止機関の決定が出るまで、TUEは国内レベルの競技および競技外の検査には引き続き有効である（ただし、国際レベルの競技には無効）。²¹

21 [第4.4.3.1項注釈：治療使用特例に関する国際基準の第5.7条および第7.1条に加えて、FIAは、(1) その権限の下でどのドライバーがそれにTUEのために申請する必要があるか、(2) かかる申請の代わりに他のドーピング防止機関のどのTUE決定が自動的に承認されるか、(3) 他のドーピング防止機関のどのTUE決定が承認のためそれに提出されなければならないのか、を明確に定める通知をウェブサイト上で公開し、更新し続けなければならない。ドライバーのTUEが自動的に承認されるTUEのカテゴリーに該当する場合、ドライバーはそのTUEの承認をFIAに申請する必要はない。]

4.4.3.2 FIAが国際レベルのドライバーではないドライバーを検査することを選択した場合、ドライバーが規定に従ってTUEの承認を申請する必要がない限り、治療使用特例の国際基準の第5.8条および第7.0条に準拠し、FIAは国内ドーピング防止機関によってそのドライバーに付与されたTUEを承認しなければならない。

4.4.4 TUE申請プロセス²²

22 [第4.4.4項注釈：TUECまたはFIAへの偽造文書の提出、行為の実行または不実行を要求する者への賄賂の提供または受領、証人からの虚偽の証言の入手、またはその他の不正行為または、TUEプロセスのあらゆる側面に対するその他の同様の意図的な干渉または干渉の企てへの関与は、第2.5項に基づく不当な改変または改変の企ての罪に問われるものとする。

ドライバーは、自身のTUE（あるいはTUEの更新）の許可または承認を求める申請が認められることを前提にはしないこと。申請が認められる前の禁止物質あるいは禁止方法の一切の使用、保有あるいは投与は、すべてドライバーの責任である。]

4.4.4.1 ドライバーが問題の物質または方法に関して、国内ドーピング防止機関から付与されたTUEをまだ取得していない場合、ドライバーはFIAに直接申請しなければならない。

4.4.4.2 TUEの付与または承認を求めるFIAへの申請は、治療使用特例の国際基準の第4.1条または第4.3条が適用される場合を除き、できるだけ早く行われなければならない。申請は、FIAのウェブサイトに掲載されている通り、治療使用特例の国際基準の第6条に従って行われるものとする。

4.4.4.3 FIAは以下の第4.4.4.3項 (a) ~ (d) に従って、TUEsの付与または承認の申請を

検討する委員会（治療的使用の特例措置コミッティ（「TUEC」）を設置するものとする。

- (a) TUECは、議長1名と、ドライバーの看護と治療の経験、および臨床、スポーツ、運動医学の十分な知識を持つ他の委員 4 名で構成される。任命された各メンバーの任期は4年とする。
- (b) TUECのメンバーとして活動する前に、各委員は利益相反および機密保持宣言書に署名しなければならない。任命された委員はFIAの職員ではないものとする。
- (c) TUEの付与または承認を求めてFIAに申請がなされた場合、TUECの議長は申請を検討する3名の委員（議長を含む場合もある）を任命するものとする。
- (d) TUE申請を検討する前に、各委員は、申請を行うドライバーに関して自分たちの公平性に影響を与える可能性のある状況を議長に開示すること。申請を検討するために議長によって任命された委員が、何らかの理由でドライバーのTUE申請を評価することに消極的であるか、評価できない場合、議長は後任を任命するか、新しいTUECを任命することができる（例えば、事前に確立された候補者の予備要員から）。TUEの決定の公平性に影響を与える可能性のある事情がある場合、議長はTUECの委員を務めることができない。

4.4.4.4 TUECは、治療使用特例の国際基準の関連規定に従って、申請を迅速に評価し、決定するものとし、通常（すなわち、例外的な状況が適用されない限り）完全な申請書を受領してから21日以内に申請を決定するものとする。申請が競技会前の合理的な時間内に行われた場合、TUECは競技会開始前に決定を下すために最善の努力を払わなければならない。

4.4.4.5 TUECの決定はFIAの最終決定であり、第4.4.7項に従って控訴することができる。FIA TUECの決定は、治療使用特例の国際基準に従って、ドライバー、およびWADAおよび他のドーピング防止機関に書面で通知されるものとする。また、ADAMSにも速やかに反映されるものとする。

4.4.4.6 FIA（または、FIAに代わって申請を検討することに同意した場合は国内ドーピング防止機関）がドライバーの申請を却下した場合、FIAは理由を添えてドライバーに速やかに通知しなければならない。FIAがドライバーの申請を認めた場合、FIAはドライバーだけでなく国内ドーピング防止機関にも通知しなければならない。国内ドーピング防止機関が、FIAによって付与されたTUEが治療使用特例の国際基準に定められた基準を満たしていないとみなした場合、第4.4.7項に従いその通知から21日以内に問題を再考のためWADAに付託する。国内ドーピング防止機関がこの問題を再考のためにWADAに付託した場合、FIAによって付与されたTUEは、WADAの決定を待つ間、国際レベルの競技および競技外の検査に対して引き続き有効である（ただし、国内レベルの競技には無効）。国内ドーピング防止機関がこの問題を再考のためにWADAに付託しない場合、FIAによって付与されたTUEは、21日間の再考期限が切れた時点で国内レベルの競技でも有効になる。

4.4.5 遡及的なTUE申請

FIAが国際レベルでも国内レベルでもないドライバーから検体を採取することを選択し、そのドライバーが治療上の理由で禁止物質または禁止方法を使用している場合、FIAはそのドライバーに遡及的効果のあるTUEの申請を許可しなければならない。

4.4.6 TUEの失効、使用中止、または破棄

4.4.6.1 本ドーピング防止規則に従って付与されたTUEは、(a) 付与された期間の終了時に、さらなる通知やその他の手続きを必要とせず、自動的に失効するものとする。

(b) ドライバーが、TUEの付与時にTUECによって課された要件または条件に速やかに従わない場合、使用中止となる。(c) その後、TUEの付与基準が実際には満たされていないと判断された場合、TUECによって使用中止とされる場合がある。または (d) WADAによる再考または控訴により破棄される場合がある。

4.4.6.2 そのような場合、ドライバーは、TUEの有効期限満了、使用中止、または破棄の発効日前に、TUEに従う問題の禁止物質または禁止方法の使用、保有、または投与に基づくいかなる措置にも従わないものとする。TUEの有効期限満了、使用中止、または破棄の直後に報告される、違反が疑われる分析所見の結果管理に関する国際基準の第5.1.1.1項に基づく再考には、その所見がその日より前の禁止物質または禁止方法の使用と一致するかどうかの考慮が含まれるものとし、その場合にはドーピング防止規則違反は主張されないものとする。

4.4.7 TUE決定に対する再考と控訴

4.4.7.1 WADAは、ドライバーまたはドライバーの国内ドーピング防止機関からWADAに照会された国内ドーピング防止機関によって付与されたTUEを認めないというFIAの決定を検討しなければならない。さらに、WADAはドライバーの国内ドーピング防止機関からWADAに照会されたTUEを付与するというFIAの決定を検討しなければならない。WADAは、影響を受ける人々の要請に応じて、または独自の主導で、他のTUEの決定をいつでも見直すことができる。再考中のTUEの決定が治療使用特例の国際基準に定められた基準を満たしている場合、WADAはそれに干渉しない。TUEの決定がこれらの基準を満たさない場合、WADAはその決定を破棄することになる。²³

23 [第4.4.7.1項注釈：WADAは、以下の費用を賄うために料金を請求する権利があるものとする。(a) 第4.4.7項に従って実施する必要があるあらゆる再考。(b) 検討中の決定が破棄される場合、実施することを選択したあらゆる再考。]

4.4.7.2 WADAによって再考されていない、またはWADAによって再考されているが破棄されていないFIA（または、FIAに代わって申請を検討することに同意した国内ドーピング防止機関）によるTUEの決定は、ドライバーおよび/またはドライバーの国内ドーピング防止機関がCASに対してのみ控訴することができる。²⁴

24 [第4.4.7.2項注釈：このような場合、控訴対象の決定はFIAのTUE決定であり、TUE決定を審査しない、または（審査した上で）TUE決定を破棄しないというWADAの決定ではない。ただし、TUEの決定に対して控訴する期間は、WADAが

決定を通達する日まで開始されない。いずれにせよ、その決定がWADAによって審査されたかどうかにかかわらず、WADAには控訴の通知が与えられるものし、適切と判断する場合には、当該不服申し立てに参加できる。]

- 4.4.7.3 TUEの決定を破棄するというWADAの決定は、ドライバー、国内ドーピング防止機関、および／またはFIAがCASに対してのみ控訴することができる。
- 4.4.7.4 TUEの付与／承認またはTUE決定の再考のために適切に提出された申請に対して合理的な時間内に決定を下せなかった場合は、申請の拒否とみなされ、該当する再考／控訴の権利が発動される。

第5条 検査および捜査

5.1 検査および捜査の目的²⁵

25 [第5.1項注釈：検査がドーピング防止目的で実施される場合、分析結果およびデータは、ドーピング防止機関の規則に基づいて他の正当な目的に使用される場合がある。例として、コード第23.2.2条への解説を参照。]

- 5.1.1 検査および捜査は、ドーピング防止目的のために行うことができる。それらは検査および「ドーピング捜査に関する国際基準」の条項に合致し、およびFIAがその国際基準を補足する最終的な特定の調書に従い実施される。
- 5.1.2 ドライバーが第2.1項（ドライバーの検体中の禁止物質またはその代謝産物または指標の存在）または第2.2項（ドライバーによる禁止物質あるいは禁止方法の使用または使用の企て）に違反したかどうかに関する分析証拠を得るために検査が請け負われる。

5.2 検査の権限

- 5.2.1 第5.3項に定められた競技会検査の制限を受けた上で、FIAは、本ドーピング防止規則の序文に規定されているすべてのドライバーに対して競技内および競技外検査の権限を有するものとする（「本ドーピング防止規則の適用範囲」の項）。
- 5.2.2 FIAはその検査権限が及ぶ範囲内の一切のドライバー（資格停止期間にある一切のドライバーを含む）に対し、いついかなる場所においても、検体の提供を求めることができる。²⁶

26 [第5.2.2項注釈：FIAは、他の署名国との二国間または多国間協定によってテストを実施する追加の権限を取得する場合がある。ドライバーが午後11時から午前6時までの間の検査で60分間の時間枠が特定されない限り、あるいは別途その時間帯の間で検査を受けることが了承されていない限り、FIAは、当該ドライバーがドーピングを行った可能性のある重大且つ具体的な疑いがない限り、その時間帯に検査を行わない。FIAがその時間帯に検査を実施するにあたり十分な疑義を有していなかったのではないかという反論は、かかる検査あるいは検査の企てを根拠とするドーピング防止規則違反に対する抗弁とはならない。]

5.2.3 WADAは、コード第20条7項10に定める通り、競技内および競技外の検査権限を持つ。

5.2.4 FIAが検査のいずれか一部を、直接的にあるいはASNを通じ、国内ドーピング防止機関に委託あるいは契約する場合、その国内ドーピング防止機関は、その費用負担にて、追加の検体を収集すること、または追加の分析方法を実施するよう分析機関に指示することができる。追加の検体収集がなされる場合、または追加の分析方法が実施される場合は、FIAがその旨通知を受けること。

5.3 競技会検査

5.3.1 以下に別段の定めがある場合を除き、競技会期間中に競技会場で検査を実施する権限を有するのは1つの組織のみである。国際イベントでは、FIA（または競技会の統括団体であるその他の国際機関）が検査を実施する権限を有するものとする。国内競技会においては、その国の国内ドーピング防止機関が検査を実施する権限を有するものとする。FIA（または競技会の統括団体であるその他の国際機関）の要請に応じての、競技会期間中の競技会場外での検査はFIA（または競技会の関連統括団体）と調整される。

5.3.2 検査権限を有するものの、競技会では検査を主導し指揮する責任のない1つのドーピング防止機関が競技会期間中に競技会開催場所にてドライバーの検査を行うことを望む場合、当該ドーピング防止機関はそのような検査を実施し調整する許可についてまずFIA（あるいは当該競技会の統括団体であるその他の国際機関）と協議する。当該ドーピング防止機関がFIA（あるいは当該競技会の統括団体であるその他の国際機関）の返答に満足しない場合、当該ドーピング防止機関は、「検査およびドーピング捜査に関する国際基準」に定められる手続きに従い、WADAに対し、検査実施およびかかる検査の調整方法を決する許可を求めることができる。WADAは、FIA（あるいは当該競技会の統括団体であるその他の国際機関）と協議および情報通達する以前に、かかる検査の承認をすることはない。WADAの決定は最終であり、控訴の対象とはならない。検査実施の許可に別の定めがない限り、かかる検査は競技外検査と見なされる。かかる検査の結果管理は、競技会の統括団体の規則に別段の定めがない限り、検査を開始するドーピング防止機関の責任となる。²⁷

27 [第5.3.2項注釈：国内ドーピング防止機関に国際競技会での検査の開始および実施を承認する前に、WADAは競技会の統括団体である国際機関と協議するものとする。国内競技会で検査を開始し実施することを国際連盟に承認するに先立ち、WADAは競技会が開催される国の国内ドーピング防止機関と協議するものとする。「検査を開始し、指示する」ドーピング防止機関は、自らが選択した場合、検体採取またはドーピング管理過程のその他の側面の責任を委任する委任された第三者と契約を結ぶことができる。]

5.4 検査要件

5.4.1 FIAは、検査およびドーピング捜査に関する国際基準の要求に従って、検査配分計画および検査を実施するものとする。

5.4.2 合理的に実行可能な場合には、**ADAMS**を通じて検査の調整を行うものとし、検査活動全体の実効性を最大限に発揮させるとともに、不要な重複検査を回避する。

5.5 ドライバーの居場所情報

5.5.1 **FIA**は、検査およびドーピング捜査に関する国際基準に規定されている方法で居場所情報を提供する必要があり、第10.3.2項に規定されている第2.4項の違反に対しする結果の対象となるドライバーの登録検査対象者リストを設定した。**FIA**は国内ドーピング防止機関と連携して、そのようなドライバーを特定し、居場所情報を収集するものとする。

5.5.2 **FIA**は、登録検査対象者に含まれるドライバーを名前で特定するリストを**ADAMS**を通じて利用可能にするものとする。**FIA**は、登録検査対象者にドライバーを含めるための基準を定期的に見直し、必要に応じて更新するものとし、登録検査対象者に登録されているドライバーのリストを定期的（ただし、四半期以上）見直して、リスト掲載されている各ドライバーが引き続き関連の基準を満たしていることを確認するものとする。ドライバーは、登録検査対象者に含まれる前、およびその対象者から削除されるときに通知を受けるものとする。通知には、検査およびドーピング捜査に関する国際基準に定められた情報が含まれるものとする。

5.5.3 ドライバーが**FIA**により国際登録検査対象者に含まれ、国内ドーピング防止機関により国内登録検査対象者に含まれている場合、国内ドーピング防止機関と**FIA**はどちらがドライバーの居場所に関する書類を受け入れるかについて合意するものとする；いかなる場合も、ドライバーはそれら両方に所在情報の提出を求められることはない。

5.5.4 検査およびドーピング捜査に関する国際基準に従って、登録検査対象者に登録されている各ドライバーは以下のことを行うものとする：(a) 四半期（3ヶ月）ごとに**FIA**に自分の居場所を通知する。(b) 常に正確かつ完全な状態を保つように、必要に応じてその情報を更新する。(c) そのような居場所で検査に参加できるようにする。

5.5.5 第2.4項の目的において、「検査およびドーピング捜査に関する国際基準」の要件に従わなかったドライバーは、付属文書Bに定められた条件が満たされている場合、結果管理の国際基準付属文書Bに定められる通り居場所情報未提出または検査未了とみなされる。

5.5.6 **FIA**の登録検査対象者に登録されているドライバーは、(a) ドライバーが**FIA**に引退したことを書面で通知するまで、あるいは(b) **FIA**がそのドライバーに、**FIA**の登録検査対象者に含めるための基準を満たしていないことを通知するまで、検査とドーピング捜査に関する国際基準に定められた居場所要件に従う義務を引き続き負うものとする。

5.5.7 登録検査対象者である間にドライバーによって提供された居場所情報は、第5.2項に規定されているとおり、**WADA**およびそのドライバーを検査する権限を持つ他

のドーピング防止機関が、ADAMSを通じてアクセスできるようになる。居場所情報は常に極秘に保管されるものとし、この情報は、ドーピング管理の計画、調整または実施、ドライバーの生体パスポートまたはその他の分析結果に関連する情報の提供、潜在的なドーピング防止規則違反の捜査の支援、またはドーピング防止規則違反を主張する訴訟手続きの支援を目的としてのみ使用されるものとし、プライバシーと個人情報の保護に関する国際基準に準拠して、これらの目的に関連性がなくなった後は破棄される。

- 5.5.8 検査およびドーピング捜査に関する国際基準に準拠し、FIAは、FIAの登録検査対象者に含まれるドライバーよりも居場所要件が緩いドライバーを含む検査対象者を定めた。
- 5.5.9 FIAは、ドライバー検査対象者に含まれる前、およびドライバーが対象者から除外される場合には、ドライバーに通知するものとする。かかる通知には、第5.5.10項および第5.5.11項に示されているように、居場所情報要件と、違反した場合に適用される結果が含まれるものとする。
- 5.5.10 検査対象者に含まれるドライバーは、ドライバーの居場所を特定して検査を受けることができるように、以下の居場所情報をFIAに提供するものとする：
- (a) 夜間の住所。
 - (b) 競技／イベントのスケジュール。および
 - (c) 定期的なトレーニング活動場所。および
 - (d) FIAが要求するその他の情報。

他のドーピング防止機関とのより良い検査調整を可能にするために、そのような居場所情報はADAMSに保管されるものとする。

- 5.5.11 ドライバーがFIAが要求する期日までに居場所情報を提供しなかった場合、またはドライバーが正確な居場所情報を提供しなかった場合、FIAはドライバーをFIAの登録検査対象者に引き上げるものとする。
- 5.5.12 FIAは、検査およびドーピング捜査に関する国際基準に従って、登録検査対象者または検査対象者に含まれていないドライバーから居場所情報を収集する必要がある。そうすることを選択した場合、ドライバーがFIAが要求する期日以前に居場所情報を提供しなかった場合、またはドライバーが正確な居場所情報を提供しなかった場合、FIAは当該ドライバーをFIAの登録検査対象者に引き上げる場合がある。

5.6 引退したドライバーの競技への復帰

- 5.6.1 FIAの登録検査対象者に登録されている国際レベルのドライバーが引退し、その後スポーツへの積極的な参加への復帰を希望する場合、ドライバーは6ヶ月前にFIAとその国内ドーピング防止機関に書面で通知することによって検査に参加できるようになるまで、国際競技会または国内競技会に出場してはならない。WADAは、FIAおよびドライバーの国内ドーピング防止機関と協議し、6ヶ月の書面による通知規則の厳格な適用が当該ドライバーにとって不公平である場合、その規則の免除を認めることがある。この決定は第13条に基づいて控訴することができる。

本第5.6.1項に違反して得られた競技結果は、ドライバーがそれが国際競技会または国内競技会であることを合理的に知ることができなかつたと証明できない限り、失格となる。

- 5.6.2 ドライバーが資格停止期間中にスポーツから引退した場合、当該ドライバーは資格停止期間を課したドーピング防止機関にその引退を書面で通知しなければならない。その後、ドライバーが現役のスポーツ競技への復帰を希望する場合、ドライバーは6ヶ月前に書面による通知（またはドライバーが引退した日の時点で残存する資格停止期間が6ヶ月を超える場合はそれに相当する期間の通知）をFIAおよび国内ドーピング防止機関に行き検査を受けることができるようになるまで、国際競技会または国内競技会を再開することはできない。

5.7 独立オブザーバープログラム

FIAおよびFIA競技会のオーガナイズング・コミッティ、さらにASNおよび国内競技会のオーガナイズング・コミッティは、独立オブザーバープログラムをそれら競技会にて許可し促進する。

第6条 検体の分析

検体は、次に掲げる原則に基づいて分析されるものとする。

6.1 公認および承認された分析機関およびその他の分析機関の使用

- 6.1.1 第2.1項に基づいて違反が疑われる分析所見を直接確立する目的で、検体はWADA認定の分析機関、またはWADAによって別途承認された分析機関でのみ分析されるものとする。検体の分析に使用されるWADA認定またはWADA承認の分析機関の選択は、FIAが独占的に決定するものとする。²⁸

28 [第6.1項注釈：第2.1項の違反は、WADAに公認された分析機関、またはWADAにより承認された別の分析機関によって行われた検体分析によってのみ確立することができる。その他の条項の違反は、分析結果が信頼のあるものである限り、その他の分析機関による分析結果を使用して確立できる。]

- 6.1.2 第3.2項に規定されているように、ドーピング防止規則違反に関連する事実は、信頼できる手段によって立証することができる。これには、例えば、WADA公認または承認された分析機関以外で実施される信頼できる分析機関あるいはその他の法医学検査が含まれる。

6.2 検体およびデータの分析の目的

検体および関連する分析データまたはドーピング管理情報は、禁止表で特定された禁止物質および禁止方法の検出、およびコード第4.5項（監視プログラム）に従ってWADAが定める可能性のあるその他の物質の検出、または、FIAが、ドライバーの尿、血液若しくはその他の基質に含まれる関係するパラメータについて、その他一切の合法的なドーピング防止を目的として、DNA検査およびゲノム解析を含む検査をすることの支援を目的として分析されるものとする。²⁹

29 [第6.2.1項注釈：例えば、関連のドーピング管理情報が特定対象検査を管理するため、あるいは第2.2項の下でドーピング防止規則違反手続きを支援するため、またはその両方の目的で使用することができる。]

6.3 検体のデータの研究

検体、関連分析データ、およびドーピング管理情報は、ドーピング防止研究の目的で使用することができるが、ドライバーの書面による同意なしに検体を研究に使用することはできない。研究目的で使用される検体および関連分析データまたはドーピング管理情報は、まず、検体および関連分析データまたはドーピング管理情報が特定のドライバーに遡ることを防ぐような方法で処理されなければならない。検体および関連分析データまたはドーピング管理情報を含むあらゆる研究は、コード第19条に規定されている原則に従うものとする。³⁰

30 [第6.3項注釈：ほとんどの医学または科学の範疇の場合と同様、品質保証、品質向上、方法の改善および開発、または準拠集団の確立を目的とした検体および関連情報の使用は研究とみなされない。このような許可された研究以外の目的で使用される検体および関連情報も、コード第19条に規定されている原則を十分に考慮すると共に、分析機関に関する国際基準およびプライバシーと個人情報の保護に関する国際基準の要件も満たし、特定のドライバーにたどり着くことができないような方法で最初に処理されなければならない。]

6.4 検体分析および報告の基準

コードの第6.4条に従い、FIAは分析機関に対し、分析機関に関する国際基準および検査およびドーピング捜査に関する国際基準第4.7条に従って検体を分析するよう要請するものとする。分析機関は、自ら主体的にその費用で、標準の検体分析項目に含まれていない、またはFIAの要求に応じて、禁止物質または禁止方法について検体を分析する場合がある。かかる分析の結果はFIAに報告され、他の分析結果と同様の有効性と結果を有するものとする。³¹

31 [第6.4項注釈：本条項の目的は、ドーピングを最も効果的且つ効率的に検知するため、「合理的検査」の原則を検体分析項目へと拡張することである。ドーピングと戦うために利用可能な資金は限られており、スポーツによって、また国によっては、検体分析項目を増やすことで分析できる検体数を削減することができると考えられている。]

6.5 結果管理前または結果管理中の検体の追加検査

FIAが検体が第2.1項ドーピング防止規則違反の容疑の根拠であることをドライバーに通知する前に、検体の再分析または追加分析を実施する分析機関の権限に制限はないものとする。そのような通知の後、FIAがその検体について追加の分析を実施したい場合、ドライバーの同意または聴聞機関の承認を得てそれを行うことができる。

6.6 陰性と報告された後、またはドーピング防止規則違反の容疑に至らなかった後の

検体のさらなる分析

分析機関が検体を陰性として報告した後、またはその検体がドーピング防止規則違反の容疑に至らなかった後は、検体採取を開始し指示したドーピング防止機関あるいはWADAのいずれかの指示があった場合にのみ、いつでも第6.2項の目的で検体を保管し、さらなる分析を受けさせることができる。ドライバーを検査する権限を持つその他のドーピング防止機関が、保管された検体についてさらなる分析を実施したい場合は、検体採取を開始し指示したドーピング防止機関またはWADAの許可を得て行うことができ、その後の結果管理について責任を負うものとする。WADAまたは他のドーピング防止機関によって開始される検体の保管またはさらなる分析は、WADAまたはその機関の費用で行われるものとする。検体のさらなる分析は、分析機関に関する国際基準の要件に準拠する必要がある。

6.7 A検体またはB検体の分割

WADA、結果管理の権限を持つドーピング防止機関、および／またはWADA認定の分析機関（WADAの承認を得るか、または結果管理権限を持つドーピング防止機関の承認を得たもの）が、A検体分析用に検体の分割された最初の部分を使用し、確認のために分割された検体の2番目の部分を使用する目的で、A検体またはB検体を分割したい場合、分析機関に関する国際基準に定められた手順に従わなければならない。

6.8 WADAが検体およびデータを保有する権利

WADAは、いつでも独自の裁量により、事前通知の有無にかかわらず、分析機関またはドーピング防止機関が保有する検体および関連する分析データまたは情報を物理的に所有することができる。WADAの要請に応じて、検体またはデータを保有する分析機関またはドーピング防止機関は、WADAが検体またはデータを物理的に所有できるようにするためのアクセスを直ちに許可するものとする。もしもWADAが、検体またはデータを保有する前に分析機関またはドーピング防止機関に事前通知を行わなかった場合、WADAは、WADAによって検体またはデータが採取された分析機関および各ドーピング防止機関に、保有後、合理的な期間内にそのような通知を行うものとする。押収された検体またはデータの分析および一切の捜査後、ドーピング防止規則違反の可能性が発見された場合、WADAはドライバーを検査する権限を持つ別のドーピング防止機関に当該検体またはデータに対する結果管理の責任を負うよう指示する場合がある。³²

32 [第6.8項注釈：WADAがサンプルまたはデータを物理的に保有することに対する抵抗または拒否は、署名当事者によるコード遵守に関する国際基準に規定されている不当な改変、共謀行為、または不遵守行為となる可能性があり、また、分析機関に関する国際基準への違反となる可能性もある。必要に応じて、分析機関および／またはドーピング防止機関は、押収された検体またはデータが当該国からの出国に遅れないようWADAを支援するものとする。]

もちろん、WADAは、ドーピング防止規則違反の可能性、署名当事者による不遵守、または他の人によるドーピング活動に関連する正当な理由なしに、検体または分析データを一方的に所有することはない。ただし、正当な理由が存在するか

どうかの決定はWADAが独自の裁量で行うものであり、異議を申し立てられるものではない。特に、正当な理由があるかどうかは、ドーピング防止規則違反またはその結果に対する抗弁とはならない。]

第7条 結果管理：責任、最初の再考、通知、および暫定的な停止

本ドーピング防止規則に基づく結果管理は、ドーピング防止規則違反問題を公正、迅速かつ効率的な方法で解決するためのプロセスを確立する。

7.1 結果管理を行う責任

- 7.1.1 第6.6項、第6.8項およびコード第7.1条に別段の定めがある場合を除き、結果管理は、検体採取を開始および指示したドーピング防止機関（または、検体採取が関与していない場合は、最初にドライバーまたはその他の者にドーピング防止規則違反の可能性を通知し、その後そのドーピング防止規則違反の追及にたゆまぬ努力をするドーピング防止機関）の責任であり、その手順の規則を遵守するものとする。
- 7.1.2 国内ドーピング防止機関の規則が、国内ドーピング防止機関の国民、居住者、免許保持者、またはその国のスポーツ団体のメンバーではないドライバーまたはその他の者に対する権限を当該国内ドーピング防止機関に与えていない状況においては、または国内ドーピング防止機関がそのような権限の行使を拒否した場合、結果管理は、該当する国際連盟、または該当する国際連盟の規則の指示に従い、ドライバーまたはその他の者に対して権限を有する第三者によって実施されるものとする。
- 7.1.3 主要競技会組織が実施する競技会中に開始および採取された検体、または当該競技会中に発生したドーピング防止規則違反に関して、主要競技会組織が限定的な結果管理責任のみを負う場合、当該事案は結果管理の完了について、主要競技会組織によって該当する国際連盟に付託されるものとする。
- 7.1.4 居場所情報の違反（申告漏れまたは検査未了）の可能性に関する結果管理は、結果管理に関する国際基準に規定されているとおり、FIAまたは当該ドライバーが居場所情報を提出する国内ドーピング防止機関によって管理されるものとする。FIAが申告漏れまたは検査未了を判断した場合、その情報はADAMSを通じてWADAに提出され、他の関連するドーピング防止機関が利用できるようになる。
- 7.1.5 FIAがドライバーおよびその権限下にあるその他の者が関与するドーピング防止規則違反に関して結果管理を実施する責任を負うその他の状況は、コード第7条を参照し、それによって決定されるものとする。
- 7.1.6 WADAは、特定の状況において結果管理を実施するようFIAに指示する場合がある。FIAがWADAが設定した合理的な期限内に結果管理を行うことを拒否した場合、その拒否は違反行為とみなされ、WADAは、ドライバーまたはその他の者に対して権限を有する、積極的な別のドーピング防止機関にFIAに代わって結果管理の責任を負うよう指示する場合がある。またはそのようなドーピング防止機関

が存在しない場合には、そのような意欲のある他のドーピング防止機関にそのような指示をすることができる。この場合、FIAは結果管理を実施するための費用および弁護士費用をWADAが指定する他のドーピング防止機関に払い戻すものとし、費用および弁護士費用の払い戻しを怠った場合は違反行為とみなさる。

7.2 ドーピング防止規則違反の可能性に関する再考と通知

FIAは、結果管理に関する国際基準に従って、あらゆるドーピング防止規則違反の可能性に関する再考と通知を実行するものとする。

7.3 事前のドーピング防止規則違反確認

ドライバーあるいはその他の者にドーピング防止規則違反の可能性の通知を上記の通り行う前に、FIAは事前のドーピング防止規則違反があったかどうかについて確認するため、ADAMSに問い合わせ、WADAおよびその他関連するドーピング防止機関と連絡をとる。

7.4 暫定的な資格停止³³

33 [第7.4項注釈：FIAが一方的に暫定的資格停止を課す前に、本ドーピング防止規則および結果管理に関する国際基準に規定されている内部審査をまず完了しなければならない。]

7.4.1 違反が疑われる分析所見後または違反が疑われるパスポート所見後の強制的な暫定的資格停止

FIAが、特定の物質または特定の方法ではない禁止物質または禁止方法について、（違反が疑われるパスポート所見の審査プロセスの完了時に）違反が疑われる分析所見または違反が疑われるパスポート所見を受け取った場合、FIAは、当該ドライバーに対して第7.2項で要求される再考および通知により、またはその後速やかに暫定的な資格停止を課すものとする。

義務付けられる暫定的資格停止は、次の場合に解除される場合がある：(i) ドライバーが、FIAドーピング防止懲罰委員会（以下、ADC）に対して、その違反が汚染製品に関係している可能性があることを証明した場合、または (ii) 違反に濫用物質が関与し、およびドライバーは、第10.2.4.1項に基づいて、資格停止期間の削減を受ける権利を確立した場合。

汚染製品に関するドライバーの主張を理由に、義務付けられる暫定的資格停止を解除しないというADCの決定には、異議を申し立てることはできない。

7.4.2 特定の物質、特定の方法、汚染製品、またはその他のドーピング防止規則違反に対する違反が疑われる分析所見に基づく任意の暫定的資格停止

FIAは、第7.4.1項の対象とならないドーピング防止規則違反に対して、第8項に記載されているドライバーのB検体の分析または最終聴聞会の前に暫定的資格停止を課すことができる。

任意の暫定的資格停止は、結果管理に関する国際基準に別段の定めがない限り、第8項に基づくADCの決定に先立って、いつでもFIAの裁量により解除される場合がある。

7.4.3 聴聞または控訴の機会

第7.4.1項および第7.4.2項にかかわらず、ドライバーまたはその他の者に以下が与えられない限り、暫定的資格停止を課すことはできない： (a) 暫定的資格停止の課前または課後の適時に、暫定的聴聞会の機会；または (b) 暫定的資格停止が課された後に適時に第8項に基づく略式聴聞の機会。

暫定的資格停止を課す、または暫定的資格停止を課さない決定に対しては、第13.2項に従って略式処理で控訴できる。

7.4.4 自発的な暫定的資格停止の受入れ

ドライバーは、次のいずれか遅い方より前であれば、自発的に暫定的資格停止を受け入れることができる： (i) B検体の報告（またはB検体の放棄）から10日の期限満了または他のドーピング防止規則違反の通知から10日の期限満了、または (ii) ドライバーがそのような報告または通知後に最初に競技に参加した日。

その他の者は、ドーピング防止規則違反の通知から10日以内であれば、自発的に暫定的資格停止を受け入れることができる。

かかる自発的受入れにより、暫定的資格停止は完全な効力を持ち、第7.4.1項または第7.4.2項に基づいて暫定的資格停止が課された場合と同様に扱われるものとする。ただし、ドライバーまたはその他の者は、自発的に暫定的資格停止を受け入れた後いつでも、その受け入れを撤回することができ、その場合、ドライバーまたはその他の者は、暫定的資格停止中に以前に服した時間の控除を受けることはできない。

7.4.5 A検体の違反が疑われる分析所見に基づき暫定的資格停止が課されたが、それに続くB検体の分析（ドライバーまたはFIAから要求された場合）が、A検体の分析結果を追認しない場合には、ドライバーは第2.1項の違反を理由としてそれ以上の暫定的資格停止は課されない。ドライバー（またはドライバーのチーム）が第2.1項の違反により競技会の出場資格を失ったが、続くB検体の分析結果がA検体の分析結果を追認しないという状況において、その時点で当該競技会にその他の影響を与えることなく当該ドライバーまたはチームが当該競技会に出場することが可能な場合には、当該ドライバーまたはチームは、引き続き当該競技会に出場できるものとする。

7.5 結果管理の決定

FIAによる結果管理の決定または裁定は、特定の地理的地域またはFIAのスポーツに限定されることを意図してはならず、以下の問題に対処し、制限なく決定するものとする： (i) ドーピング防止規則違反が行われたのか、それとも暫定的資格

停止を課すべきなのか、その判断の事実に根拠、および違反した具体的な条項、および(ii)ドーピング防止規則違反から生じるすべての結果(第9項および第10.10項に基づく該当する失格、メダルまたは賞の剥奪、資格喪失期間(およびその期間が開始される日)、および金銭的結果を含む。³⁴

34 [第7.5項注釈：結果管理の決定には、暫定的な資格停止が含まれる。

FIAによる各決定は、ドーピング防止規則違反が犯されたかどうか、および第10.1項に基づく失格以外の失格も含み、その違反から生じるすべての結果(競技会の統括団体に委ねられる)を取り上げるべきである。第15項に従い、かかる決定とその結果の賦課は、すべての国のすべてのスポーツにおいて自動的に有効となる。例えば、競技中に採取された検体に対する違反が疑われる分析所見に基づいてドライバーがドーピング防止規則違反を犯したと判断された場合、当該ドライバーが競技で得た結果は第9項に基づいて失格となり、検体が採取された日から資格停止期間中までのドライバーにより得られたその他すべての競技結果も、第10.10項に基づいて失格とする。違反が疑われる分析所見が競技会での検査から生じた場合、検体採取前の競技会におけるドライバー個人の他の結果も第10.1項に基づいて失格となるかどうかを判断するのは、主要競技会組織の責任となる。]

7.6 結果管理の決定通知

FIAは、第14.2項および結果管理の国際基準に規定されているとおり、結果管理の決定をドライバー、その他の者、署名当事者およびWADAに通知するものとする。

7.7 競技からの引退³⁵

FIAの結果管理過程の進行中に、ドライバーまたはその他の者が引退する場合には、FIAは、当該結果管理過程を完了させる権限を保有し続ける。仮に、ドライバーまたはその他の者が結果管理過程の開始前に引退する場合には、ドライバーまたはその他の者がドーピング防止規則に違反した時点においてドライバーまたはその他の者についての結果管理に権限を有していたであろうFIAが、結果管理を実施する権限を有する。

35 [第7.7項注釈：ドライバーまたはその他の者が一切のドーピング防止機関の管轄を受ける前にした当該ドライバーまたはその他の者の行為は、ドーピング防止規則違反を構成しないが、合法的根拠により、当該ドライバーまたはその他の者のスポーツ組織の会員身分が否認される正当な根拠となりうる。]

第8条 結果管理：公正な聴聞会に参加する権利および聴聞裁定の通知

ドーピング防止規則違反を犯したと主張される者に対して、FIAはコードおよび結果管理の国際基準に従って、公正、公平かつ運営的に独立した聴聞パネルによる公正な聴聞を妥当な期間内に提供するものとする。

8.1 公正な聴聞会

8.1.1 公正、公平かつ運営的に独立したADC

- 8.1.1.1 *FIA*は、本ドーピング防止規則の対象となるドライバーまたはその他の者がドーピング防止規則違反を犯したかどうかを審問および決定し、該当する場合には関連する結果を課す権限を有するADCを設立するものとする。
- 8.1.1.2 *FIA*は、ADCに利益相反がないこと、また、その構成、任期、専門的経験、運営上の独立性、および適切な資金調達の結果管理に関する国際基準の要件に合致していることを保証するものとする。
- 8.1.1.3 *FIA*またはその関連会社（ASNや連盟など）の取締役会メンバー、スタッフメンバー、委員会メンバー、コンサルタントおよび職員、ならびに問題の捜査および事前裁定に関与する者は、ADCの構成員および／または事務官（その事務官が審議プロセスおよび／または決定の草案に関与している範囲で）として任命することはできない。特に、構成員は、同じ事案におけるTUE申請、結果管理の決定、または控訴を以前に検討したことがない者とする。
- 8.1.1.4 ADCは、独立した議長1名と少なくとも2名の他の独立したメンバーで構成される。
- 8.1.1.5 各メンバーは、法律、スポーツ、医学および／または科学の専門知識を含む、必要なドーピング防止の経験を考慮して任命されるものとする。各メンバーは1回更新可能な3年の任期で任命される。
- 8.1.1.6 ADCは、*FIA*または第三者からの干渉を受けることなく聴聞および意思決定のプロセスを実施できる立場にあるものとする。
- 8.1.2 **聴聞プロセス**
- 8.1.2.1 *FIA*がドーピング防止規則違反の可能性を通知する通知をドライバーまたはその他の者に送り、ドライバーまたはその他の者が第8.3.1項または第8.3.2項に従って聴聞を受ける権利を放棄しない場合、その後、事案は聴聞と裁決のためにADCに付託され、結果管理に関する国際基準の第8条および第9条に記載されている原則に従って実施されるものとする。
- 8.1.2.2 議長は、告訴の性質および提出された証拠に応じて、事案を審理するために、3名の委員（議長を含む場合もある）または1名の陪審員（議長となることもできる）を任命するものとする。事案を審理するために3名のメンバーが任命される場合、1名の陪審団メンバーは3年以上の関連法律経験を持つ有資格の弁護士でなければならない、また1名の陪審団メンバーは3年以上の関連する医療経験を持つ医師でなければならない。単一の陪審員が任命される場合、その陪審員は法的背景を有しているものとする。
- 8.1.2.3 議長によってADCの構成員として任命されことにより、各構成員はまた、宣言で開示された状況を除き、一切の当事者の目に公平性に疑問を投げかける可能性のある事実や状況が自分に知らされていないという宣言書に署名しなければならない。
- 8.1.2.4 本ドーピング防止規則の対象となるドライバーおよびその他の者に関する競技会

に関連して開催される聴聞会、ADCが許可する場合は、略式処理によって実施される場合がある。³⁶

36 [第8.1.2.4項注釈：例えば、ドーピング防止規則違反の解決がドライバーの主要な競技会参加の参加資格を決定するのに必要な場合、聴聞会は当該主要競技会の前日に、あるいは事案の決議が当該ドライバーの競技結果の有効性に影響する、または競技の参加継続の可否が問われる場合は競技会の開催中に迅速に処理することができる。]

8.1.2.5 WADA、ASN、およびドライバーまたはその他の者の国内ドーピング防止機関は、オブザーバーとして聴聞会に出席することができる。いずれにせよ、FIAは係争中の事案の状況とすべての聴聞の結果について当該機関に十分に通知し続けるものとする。

8.2 決定の通知

8.2.1 聴聞会の終了時、またはその後速やかに、ADCは結果管理に関する国際基準第9条に準拠し、決定の完全な理由、課せられた資格停止期間、第10.10項に基づく結果の失効、および該当する場合は、最大の結果可能性が課せられなかった理由の正当化を含む書面による決定を発行するものとする。

8.2.2 FIAは、その決定をドライバーまたはその他の者、および第13.2.3項に基づいて控訴する権限を持つその他のドーピング防止機関に通知し、直ちにADAMSに反映するものとする。この決定に対しては、第13項の規定に従って控訴することができる。

8.3 聴聞権の放棄

8.3.1 ドーピング防止規則違反を主張されたドライバーまたはその他の者は、明示的に聴聞を放棄し、FIAが提案する結果に同意することができる。

8.3.2 ただし、ドーピング防止規則違反を主張されたドライバーまたはその他の者が、20日間以内、または違反を主張するFIAから送られた通知に別途指定された期限までにその主張に異議を唱えなかった場合、彼らは聴聞を放棄し、違反を認め、提案された結果を受け入れたものとみなされる。

8.3.3 第8.3.1項または第8.3.2項が適用される場合、ADCでの聴聞会は要求されないものとする。代わりに、FIAは結果管理に関する国際基準第9条に準拠し、決定の完全な理由、課せられた資格停止期間、第10.10条に基づく結果の失効、および該当する場合には、最大の結果可能性が課せられなかった理由の正当化を含む書面による決定を速やかに発行するものとする。

8.3.4 FIAは、その決定をドライバーまたはその他の者、および第13.2.3項に基づいて控訴する権限を持つその他のドーピング防止機関に通知し、直ちにADAMSに反映するものとする。FIAは第14.3.2項に従ってその決定を一般開示するものとする。

8.4 CASの単独聴聞会

国際レベルのドライバー、国内レベルのドライバー、またはその他の者に対して主張されたドーピング防止規則違反については、ドライバーまたはその他の者の同意を得て、FIA（第7項に従って結果管理の責任がある場合）およびWADAは、CASで直接 単独の聴聞会で聴取することができる。³⁷

37 [第8.4項注釈：場合によっては、国際レベルまたは国内レベルで初回の聴聞会を開催し、その後CASで事案を新たに再聴聞することの合計コストが非常に多額になる可能性がある。本条で特定された当事者全員が、単独の聴聞で自らの利益が適切に保護されることに満足した場合、ドライバーまたはドーピング防止機関は2回の聴聞で余分な費用を負担する必要はない。ドーピング防止機関は、オブザーバーとしてCAS聴聞会に参加することができる。第8.4項の規定は、ドライバーまたはその他の者および FIA（結果管理の責任がある場合）が合意により控訴する権利を放棄することを妨げるものではない。ただし、そのような権利放棄は、当事者にかかる合意に拘束するだけであり、コードに基づいて控訴する権利を持つ他のいかなる団体も拘束するものではない。]

第9条 個人の成績の自動的失効

個人スポーツにおける競技内検査に関して規則違反があった場合には、当該競技において得られた個人の成績は自動的に失格となり、その結果として、当該競技において獲得されたトロフィー、メダル、得点、および賞の剥奪を含む措置が課される。³⁸

38 [第9項注釈：チームスポーツの場合、個々の選手が受賞した賞は失格となるが チームの失格は第11項に規定するとおりとする。チームスポーツではないが、チームに賞が与えられるスポーツにおいては、チームメンバーの1名以上がドーピング防止規則を犯した場合、当該チームに対する失格またはその他の懲戒処分は国際連盟の適用規則に規定される通りとする。]

第10条 個人に対する制裁措置

10.1 ドーピング防止規則違反が発生した競技会における結果の失格

10.1.1 競技会開催期間中または競技会に関連してドーピング防止規則違反が発生した場合、当該競技会の決定機関の決定により、当該競技会において得られた当該ドライバーのすべての結果は失格となり、当該競技会において獲得されたすべてのメダル、得点、および賞を含むすべての結果の剥奪措置が課される。ただし、第10.1.2項に定める場合は、この限りではない。

競技会のその他の結果を失格とするか否かを考慮するにあたり含まれるべき要因が含まれ得る。例えば、ドライバーのドーピング防止規則違反の重大さおよびドライバーのその他競技での陰性という検査結果があったか否か。³⁹

39 [第10.1.1項注釈：第9項は、ドライバーが陽性反応を示した1つの競技（例：100メートル背泳ぎ）の結果を失格としているのに対し、この条項は競技会中のすべてのレースのすべての結果を失格とさせる場合がある（例：水泳世界選手権）。]

10.1.2 ドライバーが当該違反に関して自己に過誤または過失がないことを証明した場合にはその他の競技におけるドライバーの個人の成績は失格しないものとする。ただし、ドーピング防止規則違反が発生した競技以外の競技における当該ドライバーの成績が、当該ドライバーのドーピング防止規則違反による影響を受けていると考えられる場合は、この限りではない。

10.2 禁止物質および禁止方法の存在、使用もしくは使用の企て、または、保有に関する資格停止

第2.1項、第2.2項あるいは第2.6項の違反に対して課される資格停止期間は、次のとおりとする。ただし、第10.5項、第10.6項および第10.7項に定められている資格停止期間の削除、短縮または猶予の要件に該当する場合はそれに従う。

10.2.1 第10.2.4項による、資格停止期間は4年間とする：

10.2.1.1 ドーピング防止規則違反にドライバーあるいはその他の者が、ドーピング防止規則違反が意図的なものではなかったことを証明できる場合を除く、特定の物質あるいは特定の方法の関与がなかった場合。⁴⁰

40 [第10.2.1.1項注釈：禁止物質がどのように体内に侵入したかを示さずに、ドライバーまたはその他の者がドーピング防止規則違反が意図的ではなかったと立証することは理論的には可能であるが、第2.1項に基づくドーピングの場合には、ドライバーが、禁止物質の供給源を明らかにすることなく、意図せずに行動したことを証明することに成功する可能性は非常に低い。]

10.2.1.2 ドーピング防止規則違反に特定の物質あるいは特定の方法に関与し、FIAが、ドーピング防止規則違反が意図的なものではなかったことを証明できる場合。

10.2.2 上記第10.2.1項が適用されない場合、第10.2.4.1項により資格停止期間は2年間とする。

10.2.3 第10.2項に使用される通り、「意図的」の用語は、ドーピング防止規則違反を構成またはそれを招く重大なリスクがあると知りながら、さらに、あきらかにリスクを無視して、行動に及んだドライバーまたはその他の者を割り出すためのものである。競技内でのみ禁止されている物資について違反が疑われる分析所見により生じたドーピング防止規則違反は、当該物質が特定の物質であり、ドライバーが、禁止物質が競技外で使用されたことを証明する場合は、意図的ではなかったという反証を許す推定がされる。競技内でのみ禁止されている物質について違反が疑われる分析所見により生じたドーピング防止規則違反は、当該物質が特定の物質ではなく、ドライバーが、禁止物質が競技外で使用されたことを証明する場合は、競技力とは無関係の場面で意図的とは見なされないこと。⁴¹

41 [第10.2.3項注釈：第10.2.3項は、第10.2項の目的にのみ適用される「意図的」の特別な定義を規定している。]

10.2.4 第10.2項の他の規定にかかわらず、ドーピング防止規則違反に濫用物質が含まれ

る場合は、以下のとおりとする：

- 10.2.4.1 ドライバーが、摂取または使用が競技外で発生し、スポーツパフォーマンスとは無関係であることを証明できた場合、資格停止期間は3ヶ月とする。

さらに、ドライバーまたはその他の者がFIAによって承認された薬物濫用治療プログラムを満足に完了した場合、本第10.2.4.1項に基づいて計算される資格停止期間は1ヶ月に短縮される場合がある。この第10.2.4.1項で定められた資格停止期間は、第10.6項の規定に基づいて短縮されることはない。⁴²

42 [第10.2.4.1項注釈：治療プログラムが承認されるかどうか、およびドライバーまたはその他の者がプログラムを満足に完了したかどうかの決定は、FIAの単独の裁量で行われるものとする。この条項は、FIAに、「見せかけ」の治療プログラムではなく、合法的で信頼できる治療プログラムを特定し、承認するための独自の判断を適用する余地を与えることを目的としている。しかし、合法的な治療プログラムの特徴はばらつきが大きく、時間の経過とともに変化する可能性があるため、WADAが受け入れられる治療プログラムの必須基準を作成するのは現実的ではないことが予想される。]

- 10.2.4.2 摂取、使用、または所持が競技中に発生し、ドライバーが摂取、使用、または所持の状況がスポーツパフォーマンスと無関係であることを証明できる場合、摂取、使用、または所持は第10.2.1項の目的のために意図的であるとみなされないものとし、第10.4項の下でさらに重大化させるような状況の所見の根拠を提供するものではない。

10.3 その他のドーピング防止規則違反に関する資格停止

第10.2項に定められた以外のドーピング防止規則違反に関する資格停止期間は次のとおりとする。ただし第10.6項あるいは第10.7項が提供される場合は除く。

- 10.3.1 第2.3項または第2.5項の違反の場合には、資格停止期間は4年間とする。ただし、(i) 検体採取を提出しなかった場合で、ドライバーが、ドーピング防止規則違反が意図的に犯したものでないことを証明できる場合、資格停止期間は2年間とする。(ii) その他すべての場合、ドライバーまたはその他の者が資格停止期間の短縮を正当化する例外的な状況を確認できる場合、資格停止期間はドライバーまたはその他の者の過失の程度に応じて2年から4年の範囲となる。または(iii) 保護対象者またはレクリエーションドライバーが関係する場合、資格停止期間は保護対象者またはレクリエーションドライバーの過失の程度に応じ、最長2年間であり、最低でも訓戒処分と資格停止期間なしの範囲となる。
- 10.3.2 第2.4項違反の場合には、資格停止期間は2年間とする。ただし、ドライバーの過誤の度合いによっては、最短1年間の短縮を受ける。本項による資格停止期間の2年間と1年間の柔軟性措置は、間際の居場所変更、あるいはドライバーが検査を避けようとしていることが非常に疑われるその他の振る舞いがあるドライバーには適用することができない。
- 10.3.3 第2.7項または第2.8項の違反の場合には、ドーピング防止規則違反の重大性の程度により資格停止期間は、最低4年間、最高で永久とする。保護対象者を巻き込む

第2.7項または第2.8項の違反は、特に重大な違反であると考えられ、ドライバー支援人員による違反が特定物質に関する違反以外のものではなかった場合には、当該ドライバー支援人員に対して永久資格停止が課されるものとする。さらに、第2.7項または第2.8項の重大な違反がスポーツに関連しない法令違反にも及ぶ場合には、権限のある行政機関、専門機関または司法機関に対して報告がなされるものとする。⁴³

43 [第10.3.3項注釈：ドーピングを行っているドライバーに関与する、あるいはドーピングを隠蔽する人は、検査で陽性を検出するドライバーよりもさらに重い罰則を受けるべきである。スポーツ組織団体の権限は通常、適格性認定、会員資格およびその他のスポーツの利益に関する停止に限られているため、ドライバー支援人員を法的能力のある機関に報告することは、ドーピングの抑止において重要なステップである。]

10.3.4 第2.9項の違反の場合、資格停止期間は、違反の重大性の程度に応じ、最低2年間から最高で4年間とする。

10.3.5 第2.10項の違反の場合、資格停止期間は、当該ドライバーあるいはその他の者の過誤の程度およびその他の事案に関する状況に基づき、最低1年間にまでの短縮を受ける、2年間とする。⁴⁴

44 [第10.3.5項注釈：第2.10項で言及されている「その他の者」が個人ではなく法人である場合、その法人は第12項の規定に従って懲戒される可能性がある。]

10.3.6 第2.11項の違反の場合、ドライバーまたはその他の者による違反の重大さに応じて、資格停止期間は最低2年間、最長で永久の資格停止期間となる。⁴⁵

45 [第10.3.6項注釈：第2.5項（不当な改変）および第2.11項（ドライバーまたはその他の者による、当局への報告を阻止または報復する行為）の両方に違反すると判明した行為は、より厳しい制裁を受ける違反に基づいて制裁されるものとする。]

10.4 資格停止期間が延長される可能性のあるさらに重大化させるような状況

FIAが、第2.7項（不正取引あるいは不正取引の企て）、第2.8項（投与または投与の企て）、第2.9項（共謀行為または共謀行為の企て）、または第2.11項（ドライバーまたはその他の者による、当局への報告を阻止または報復する行為）に基づく違反以外のドーピング防止規則違反に関与する、標準的な制裁を超える資格停止期間を課すことを正当化するようなさらに重大化させるような状況が存在する個別の事案で認定した場合、ドライバーまたはその他の者が、故意にドーピング防止規則違反を犯したわけではないことを証明できない限り、違反の重大性およびさらに重大化させるような状況の性質に応じて、証明がなければ適用された資格停止期間は、最大2年間の追加資格停止期間延長されるものとする。⁴⁶

46 [第10.4項注釈：第2.7項（不正取引または不正取引の企て）、第2.8項（投与または投与の企て）、第2.9項（共謀行為または共謀行為の企て）および第2.11項（ドライバーまたはその他の者による、当局への報告を阻止または報復する行為）に

基づく違反は、第10.4項の適用には含まれていない。なぜなら、これらの違反に対する制裁には、重大な状況を考慮できるよう、永久禁止までの十分な裁量権がすでに組み込まれているからである。]

10.5 過誤または過失がない場合の資格停止期間の取消し

個別事件において、ドライバーまたはその他の者が自己に過誤または過失がないことを証明した場合には、当該証明がなければ適用された資格停止期間を取り消すことができる。⁴⁷

47 [第10.5項注釈: この条項および第10.6.2項は罰則を課すことにおいてのみ適用される。それらはドーピング防止規則違反があったか否かの決定には適用されない。それらは特別な状況においてのみ適用される。例えば、ドライバーが、相当な注意を払ったにも関わらず、競技参加者により妨害工作を受けたなど。逆に、過誤または過失がないことが、次の状況には適用されない: (a) 陽性の検査結果が不当表示あるいはビタミンまたは栄養補助食品混入 (汚染) によって出た (ドライバーは摂取する物について責任を負い (第2.1項)、栄養補助食品混入 (汚染) の可能性に対して警告されていた); (b) ドライバーの主治医あるいはトレーナーにより、ドライバーに開示することなく禁止物質を摂取させられた (ドライバーは自身の医療従事者の選択について責任を負い、一切の禁止物質を与えることはできないことについて医療従事者に勧告していなければならない); および(c) ドライバーの配偶者、コーチあるいはドライバーの同僚・仲間の集団に居る人によるドライバー飲食物への妨害工作 (ドライバーは自ら摂取する物について、またドライバーの飲食物に接触することを許している人物の行動について責任を負う)。しかしながら、固有の事案の特有な事実によっては、上記の任意の参照実例は、重大な過誤または過失がないことを根拠に、第10.6項の下で罰則削減になる可能性がある。]

10.6 過誤または過失がないことを理由にする資格停止期間の短縮

10.6.1 特定の状況における第2.1項、2.2項あるいは2.6項違反に対する罰則の軽減。

第10.6.1項に基づくすべての軽減は相互に排他的であり、累積するものではない。

10.6.1.1 特定の物質または特定の手法

ドーピング防止規則違反が、特定物質 (濫用物質以外) あるいは特定の手法に関与し、ドライバーまたはその他の者が重大な過誤または過失がないことを証明する場合、資格停止期間は、最低で訓戒および資格停止期間無しとし、ドライバーまたはその他の者の過誤の程度に応じ、最大で資格停止2年間とする。

10.6.1.2 汚染製品

ドライバーまたはその他の者が重大な過誤または過失がないことを証明し、検出された禁止物質 (濫用物質以外) が汚染製品から生じたものであった場合、資格停止の期間は、最低で訓戒および資格停止期間無しとし、ドライバーまたはその他の者の過誤の程度に応じ、最大で資格停止2年間とする。⁴⁸

48 [第10.6.1.2項注釈：本条の利益を受けるためには、ドライバーまたはその他の者は、検出された禁止物質が汚染製品に由来するものであることを証明するだけでなく、重大な過誤または過失がないことを別途証明しなければならない。さらに、ドライバーは自己の責任で栄養補助食品を摂取することに注意すべきである。重大な過誤や過失がないことを理由とする制裁の軽減は、ドライバーが汚染製品を摂取する前に高度な注意を払っていない限り、汚染製品の場合に適用されることはほとんどない。ドライバーが禁止物質の供給源を特定できるかどうかを評価する場合、それは、例えば、ドライバーが汚染製品を実際に使用したかどうか、ドーピング管理書式で汚染されていると後に判明した製品をドライバーが申告したかどうかを立証する目的にとって重要である。]

この条項は、何らかの製造プロセスを経た製品を超えて拡張されるべきではない。合理的一般人がドーピング防止規則違反のリスクをまったく予期しない状況で、水道水や湖水などの「非製品」の環境汚染に起因する違反が疑われる分析所見が生じた場合、通常、第10.5項の規定に基づき無過誤または無過失が認められる。]

10.6.1.3 保護対象者またはレクリエーションドライバー

濫用物質に関与しないドーピング防止規則違反が保護対象者またはレクリエーションドライバーによって犯され、保護対象者またはレクリエーションドライバーが重大な過誤または過失がないことを立証できない場合、資格停止期間は最低で訓戒のみで資格停止期間はなく、保護対象者またはレクリエーションドライバーの過誤の程度に応じて、最長2年間の資格停止期間となる。

10.6.2 第10.6.1項の適用範囲外での、重大な過誤または過失がないことの適用

第10.6.1項が適用されない個別事案において、ドライバーまたはその他の者が自己に重大な過誤または過失がないことを証明した場合には、第10.6項に定められるようにさらに一層の削減あるいは取り消しを受け、当該証明がなければ適用された資格停止期間がドライバーまたはその他の者の過誤の程度に応じ、短縮され得る。ただし、短縮された後の資格停止期間は、当該証明がなければ適用された資格停止期間の半分を下回ることはできない。当該証明がなければ適用された資格停止期間が永久である場合には、本項に基づく短縮後の期間は、8年間を下回ることはできない。⁴⁹

49 [第10.6.2項注釈：第10.6.2項は、「故意」がドーピング防止規則違反の判定要素にある条項（例：第2.5項、第2.7項、第2.8項、第2.9項あるいは第2.11項）あるいは、特別の罰則の要素（例：第10.2.1項）、もしくは資格停止の範囲が条項内でドライバーまたはその他の者の過誤の程度に応じすでに決められている場合を除き、一切のドーピング防止規則違反にも適用できる。]

10.7 資格停止期間の取り消し、短縮あるいは猶予、または過誤以外の理由のその他の措置

10.7.1 コード違反を発見または証明する際の実質的な支援⁵⁰

50 [第10.7.1項注釈：自己の過ちを認め、他のドーピング防止規則違反を明るみに出そうとする意思を有するドライバー、ドライバー支援人員またはその他の者の協力は、クリーンなスポーツのために重要である。]

10.7.1.1 FIAは、第13条に基づく最終の不服申立てに対する決定、または控訴申立て期間の満了に先立ち、ドライバーまたはその他の者がドーピング防止機関、刑事司法機関または懲戒のための専門機関に対して、実質的な支援を提供し、以下の結果に至る場合、個々の事案において課される結果（失格および一般開示義務を除く）を猶予することができる。(i) ドーピング防止機関が他の人によるドーピング防止規則違反を発見若しくは当該手続きを提起し、または(ii) 刑事司法機関若しくは懲戒のための機関が他の人により犯された刑事犯罪若しくは職務規程に対する違反を発見し若しくは当該手続きを提起し、実質的な支援を提供した当該人が提供した情報がFIAまたは結果管理責任を有するその他のドーピング防止機構の利用可能となった場合。または、(iii) 署名当事者、WADA認定の分析機関、またはドライバーパスポート管理部門（分析機関に関する国際基準で定義されている）がコード、国際基準、または技術文書に準拠していない場合、WADAがそれらに対し訴訟を開始する結果を生じる場合。また(iv) WADAの承認があり、その結果、刑事団体または懲戒団体が刑事犯罪、またはドーピング以外のスポーツの誠実さの違反に起因する職業上規則またはスポーツ規則の違反を提起することになる場合。第13条による不服申立てに対する決定または控訴申立ての期間満了の後においては、FIAは、WADAの承認を得た場合にのみ、実質的な支援及びそれに伴う結果がなければ適用された結果を猶予することができる。

当該証明がなければ適用された資格停止期間が猶予される程度は、ドライバーまたはその他の者により犯されたドーピング防止規則違反の深刻性およびドライバーまたはその他の者により提供されたスポーツにおけるドーピング、コードの不遵守および／またはスポーツの誠実さの違反の根絶のための実質的な支援の重要性に基づくものとする。実質的な支援及びそれに伴う結果がなければ適用された資格停止期間の4分の3を超えて猶予されない。実質的な支援およびそれに伴う結果がなければ適用された資格停止期間が永久である場合には、本項に基づき猶予されない期間は8年間を下回らないものとする。この項の目的上、実質的な支援およびそれに伴う結果がなければ適用された資格停止期間には、第10.9.3.2項に基づいて追加される資格停止期間は含まれないものとする。実質的な支援を提供しようとするドライバーまたはその他の者からそのように要求された場合、FIAは、他の権利に影響を及ぼさない合意に基づいて、当該ドライバーまたはその他の者が情報を提供することを許可するものとする。

ドライバーまたはその他の者が継続的に協力せず、結果を猶予する理由となった完全で信頼性のある実質的な支援を提供することを行わない場合、FIAは資格停止の当初の期間を復活させる。FIAが結果の一部猶予部分を元に戻すことを決定するか、または結果の一部猶予部分を元に戻さないを決定する場合、その決定は第13条の下で控訴する権利のある一切の者により控訴することができる。

10.7.1.2 ドライバーまたはその他の者がドーピング防止機関に実質的な支援を提供することをさらに奨励するために、FIAの要請により、あるいはドーピング防止規則違反を犯した、またはその他のコード違反を犯した、あるいは犯したと主張されたド

ドライバーまたはその他の者の要請により、WADAは結果管理過程において、いかなる段階であっても、第13条の下で不服申し立ての決定の後を含め、当該証明がなければ本来適用された資格停止のおよびその他の措置について適切な猶予と判断する内容に同意することができる。例外的な状況においては、実質的な支援があった場合、資格停止期間その他措置に関し、本条に定める期間・措置を上回ってこれを猶予することのみならず、更には、資格停止期間を設けないこと、一般開示義務を設けないこと、ならびに／または賞金の返還若しくは罰金・費用の支払を命じないことについても、WADAは、承認することができる。WADAによる承認は、本条で別途定めるとおり、結果の復活に服するものとする。第13条に関わらず、本第10.7.1.2項の文脈におけるWADAの決定は、不服申し立ての対象とはならないものとする。

10.7.1.3 FIAが実質的な支援がなければ適用された罰則を実質的な支援を理由に一部停止する場合、第13.2.3項の下で当該決定に対し控訴する権利を有する各ドーピング防止機関に対し、第14.2項に定める通り、その決定を正当化する理由を書面により提出すること。WADAがドーピング防止に最善の利益となると判断する特有な状況にある場合、WADAは、実質的な支援の合意、あるいは提供された実質的な支援の性質の開示を制限あるいは遅延させる適切な守秘協定を締結することをFIAに認めることができる。

10.7.2 その他の証拠がない場合におけるドーピング防止規則違反の自白

ドーピング防止規則違反を証明しうる検体の採取の通知を受け取る前に（または、第2.1項以外のドーピング防止規則違反事案において、第7条に従って自白された違反に関する最初の通知を受け取る前に）、ドライバーまたはその他の者が任意にドーピング防止規則違反を自白し、当該自白が、自白の時点で当該違反に関する唯一の信頼できる証拠である場合には、資格停止期間を短縮することができる。ただし、短縮された後の資格停止期間は、当該事情がなければ適用された資格停止期間の半分を下回ることはできない。⁵¹

51 [第10.7.2項注釈：本項は、一切のドーピング防止機関が、ドーピング規定違反があったことを全く知らないという状況で、ドライバーまたはその他の者が進み出てドーピング規定違反を認める場合に適用することを意図したものである。これはドライバーまたはその他の者が、違反者が捕まえられようとしている状況の後で自白するという場合に適用されることを意図したものではない。資格停止期間が短縮される量は、ドライバーまたはその他の者が捕まえられようとしており自主的に進み出てこない見込みを根拠として決められる。]

10.7.3 制裁の軽減のための多重理由の適用

ドライバーまたはその他の者が、第10.7項の下で一切の軽減あるいは猶予を受ける前に、第10.5項、第10.6項あるいは第10.7項の2つ以上の条項の下で制裁の軽減を受ける資格を証明する場合、当該事情がなければ適用された資格停止期間は第10.2項、第10.3項、第10.5項および第10.6項に従って決定される。ドライバーまたはその他の者が、第10.7項の下で資格停止期間の短縮あるいは猶予を受ける資格を確立する場合、資格停止期間は短縮あるいは猶予され得るが、当該事情がなければ適用された資格停止期間の4分の1を下回ることはできない。

10.8 結果管理の協定

10.8.1 早期承認と制裁の受諾に基づく特定のドーピング防止規則違反に対する1年間の減免

ドライバーまたはその他の者が、4年以上の資格停止期間（第10.4項に基づいて主張される資格停止期間を含む）を伴うドーピング防止規則違反の可能性についてFIAから通知を受けた後、違反を認め、ドーピング防止規則違反の告発通知を受け取ってから遅くとも20日以内に、ドライバーまたはその他の者が主張される資格停止期間を受け入れた場合、ドライバーまたはその他の者は、FIAが主張する資格停止期間の1年間の短縮を受けることができる。ドライバーまたはその他の者が本第10.8.1項に基づいて主張される資格停止期間の1年間の短縮を受けた場合、他の一切の条項に基づいて主張される資格停止期間のさらなる短縮は認められないものとする。⁵²

52 [第10.8.1項注釈：例えば、ドライバーがアナボリックステロイドの使用に関して第2.1項に違反したとFIAが主張し、適用される資格停止期間は4年間であると主張した場合、ドライバーは、違反を認め、本条で指定された期間内に3年間の資格停止期間を受け入れることにより、一方的に資格停止期間を3年間に短縮することができ、これ以上の短縮は認められない。これにより、聴聞会を必要とせずに事案が解決される。]

10.8.2 事案解決協定

ドライバーまたはその他の者が、FIAによってドーピング防止規則違反を指摘された後、ドーピング防止規則違反を認め、独自の裁量でFIAおよびWADAが受け入れる結果に同意した場合、(a) ドライバーまたはその他の者は、主張されたドーピング防止規則違反に対する第10.1項から第10.7項の適用に関するFIAおよびWADAによる評価、違反の重大さ、ドライバーまたはその他の者の過誤の程度、ドライバーまたはその他の者がどのくらい早く違反を認めたかに基づき、資格停止期間の短縮を受けることができる。(b) 資格停止期間は、検体採取日または直近のもうひとつ別のドーピング防止規則違反の発生日から開始する場合がある。ただし、本条が適用される各場合において、ドライバーまたはその他の者は、ドライバーまたはその他の者が処分の賦課を受諾した日のより早い日から、合意された資格停止期間の少なくとも半分、またはドライバーまたはその他の者によってその後尊重された暫定的資格停止に服するものとする。事案解決協定を締結するか否かについてのWADAとFIAによる決定、および資格停止期間の短縮および開始日は、聴聞機関による決定または検討の対象ではなく、また、第13項に基づく控訴の対象とはならない。

本条に基づく事案解決協定を締結しようとするドライバーまたはその他の者からの要請があった場合、FIAは、他の権利に影響を及ぼさない合意を条件として、当該ドライバーまたはその他の者がドーピング防止規則違反の自認について話し合うことを許可するものとする。⁵³

53 [第10.8項注釈：この第10条に規定されている緩和要因または悪化要因は、事

案解決協定に規定されている結果に到達する際に考慮されるものとし、その協定の条項を超えて適用されるものではない。]

10.9 複数の違反

10.9.1 2回目あるいは3回目のドーピング防止規則違反

10.9.1.1 ドライバーまたはその他の者の2回目のドーピング防止規則違反において、資格停止期間は、以下より長いものとする：

- (a) 6ヶ月の資格停止期間；または
- (b) 以下の範囲の資格停止：

- (i) 最初のドーピング防止規則違反で課された資格停止期間に、当該事情がなければ1回目の違反として取り扱われる2回目のドーピング防止規則違反に適用された資格停止期間を加えた合計、および
- (ii) 当該事情がなければ、1回目の違反として取り扱いを受ける2回目のドーピング防止規則違反に適用された資格停止期間の倍。

この範囲内の資格停止期間は、状況全体および2回目の違反に関するドライバーまたはその他の者の過誤の程度に基づいて決定されるものとする。

10.9.1.2 3回目のドーピング防止規則違反は常に永久の資格停止となる。ただし、3回目のドーピング防止規則違反が第10.5項または10.6項の資格停止期間の取消しまたは短縮の要件を満たす場合、または、第2.4項に対する違反に関するものである場合にはこの限りではない。上記ただし書きの場合には、資格停止期間は8年から永久とする。

10.9.1.3 第10.9.1.1項および第10.9.1.2項に定められた資格停止期間は、第10.7項の適用によりさらに短縮される場合がある。

10.9.2 ドライバーまたはその他の者が、過誤または過失がないことを証明したドーピング防止規則違反は、本第10.9項の目的について違反とは見なされない。さらに、第10.2.4.1項に基づいて制裁されるドーピング防止規則違反は、第10.9項の目的では違反とみなされないものとする。

10.9.3 潜在的な複数違反についての追加的な規則

10.9.3.1 第10.9項に基づいて制裁措置を課すことにおいて、第10.9.3.2項および第10.9.3.3項に定める場合を除き、ドライバーまたはその他の者が第7条に基づくドーピング防止規則違反の最初の通知を受けた後に、または、FIAが最初のドーピング防止規則違反の通知をするために合理的な努力を行った後に、当該ドライバーまたは当該者が追加的ドーピング防止規則違反を犯したことをFIAが証明できた場合にのみ、当該2回目のドーピング防止規則違反が考慮される。FIAが当該事実を証明することができない場合には、当該2回の違反は、全体として1つの1回目の違反であると判断され、当該2回の違反各々に対する制裁措置のうち、さらに重大

化させるような状況の適用を含む、より厳しい制裁措置が課されるものとする。以前のドーピング防止規則違反に遡るすべての競技の結果は、第10.10項に規定されている通りに失格となる。⁵⁴

54 [第10.9.3.1項注釈：制裁が課された後、1回目のドーピング防止規則違反の通知前に発生したドーピング防止規則違反に関連する事実をFIAが発見した場合にも、同じ規則が適用される。例えば、FIAは、さらに重大化させるような状況の適用を含め、2つの違反が同時に裁定されていた場合に課せられたであろう制裁措置に基づいて制裁を課すものとする。]

10.9.3.2 FIAが、ドライバーまたはその他の者が通知前に追加のドーピング防止規則違反を犯し、その追加の違反が最初に気づいた違反の前後12ヶ月以上に発生したことを証明した場合、その追加の違反に対する資格停止期間は、追加の違反が単独の最初の違反であるかのように計算され、この資格停止期間は、以前に通知された違反に対して課せられた資格停止期間と同時にではなく、連続して適用される。この第10.9.3.2項が適用される場合、第10.9.1項の目的において、違反はまとめて単独の違反を構成するものとする。

10.9.3.3 FIAが、ドライバーまたはその他の者が、基礎となるドーピング防止規則違反の主張に対するドーピング管理過程に関連して第2.5項の違反を犯したと認定した場合、第2.5項の違反は、単独の1回目ものとして扱われるものとし、かかる違反に対する資格停止期間は、基礎となるドーピング防止規則違反に対して課せられる資格停止期間（ある場合）と同時にではなく、連続して服するものとする。この第10.9.3.3項が適用される場合、第10.9.1項の目的において、違反はまとめて1つの違反を構成するものとする。

10.9.3.4 ドライバーまたはその他の者が資格停止期間中に2回目または3回目のドーピング防止規則違反を犯したとFIAが認定した場合、複数の違反に対する資格停止期間は同時にではなく連続して実行されるものとする。

10.9.4 10年の期間の複数のドーピング防止規則違反

第10.9項の適用において、各ドーピング防止規則違反が複数の違反としてみなされるには、同じ10年の期間の間で当該各規則違反が発生していなければならない。

10.10 検体採取またはドーピング防止規則違反後の競技における結果の失格

第9条に基づく、陽性の検体が提出された競技における結果の自動的失格に加えて、陽性検体が採取された日（競技内であるか競技外であるかは問わない。）またはその他のドーピング防止規則違反の発生の日から、暫定的資格停止または資格停止期間の開始日までに獲得されたその他全ての競技成績は、公正性の観点から別段の措置を要する場合を除き、獲得されたメダル、得点、および賞の剥奪を含み、すべての結果とともに失格とする措置が課される。⁵⁵

55 [第10.10項注釈：本ドーピング防止規則のいかなる規定も、ドーピング防止規則違反を犯した者の行為によって損害を受けた正しいドライバーまたはその他の者が、本来求めるべき当該者からの損害賠償権利を追求することを妨げるもので

はない。]

10.11 賞金の没収

FIAがドーピング防止規則違反の結果、没収された賞金を回収した場合、その賞金を、没収されたドライバーが競技をしていなければ受け取る権利があったであろうドライバーに割り当てて分配するための合理的な措置を講じるものとする。⁵⁶

56 [第10.11項注釈：この条項は、没収された賞金を回収するために何らかの措置を講じるという積極的な義務をFIAに課すことを意図したものではない。FIAが没収された賞金を回収するための措置を講じないことを選択した場合、FIAはその賞金を回収する権利を、本来であれば賞金を受け取るべきドライバーに譲渡することができる。「この賞金を割り当て、分配するための合理的な措置」には、FIAとそのドライバーの合意に従って、回収された没収された賞金の使用が含まれる可能性がある。]

10.12 金銭上の措置

10.12.1 ドライバーまたはその他の者が、ドーピング防止規則違反を犯した場合、FIAは、その裁量および比例性の原則に従い、以下を行うことを選択する：(a) 資格停止期間に関わらず、ドーピング防止規則違反に関わるドライバーまたはその他の者の費用を回復する、および/あるいは、(b) ドライバーまたはその他の者に、最大15,000ユーロの罰金を科す。ただし、罰金を科さなければ適用された資格停止期間がすでに課されている場合のみ適用される。

10.12.2 金銭上の制裁を科すこと、またはFIAの費用回復は、本ドーピング防止規則に基づき適用される資格停止の短縮あるいは、その他制裁を軽減する根拠とは判断されない。

10.13 資格停止期間の開始

ドライバーがドーピング防止規則違反により既に資格停止期間に服している場合、新たな資格停止期間は現在の資格停止期間が終了した翌日から開始するものとする。それ以外の場合、以下に定める場合を除き、資格停止期間は、聴聞員団が資格停止を定める最終決定を下した日、または聴聞会が放棄された、または聴聞会が開催されなかった場合には、資格停止を受け入れた日もしくは別途資格停止措置が課された日を起算日として開始される。

10.13.1 ドライバーまたはその他の者の責に帰すべきではない遅延

聴聞手続またはドーピング管理のその他局面においてドライバーまたはその他の者の責に帰すべきではないことをドライバーまたはその他の者が証明できる大幅な遅延が発生した場合には、FIAまたは該当する場合ADCは、最大で、検体採取の日または直近のその他のドーピング防止規則違反の発生日のいずれかまで、資格停止期間の開始日を遡及させることができる。資格停止期間の間に達成された競技結果はすべて、遡及効果のある資格停止も含め失格とする。⁵⁷

57 [第10.13.1注釈：第2.1項に基づく場合以外のドーピング防止規則違反の場合、ドーピング防止規則違反を証明するに十分な事実を発見し展開するためにドーピング防止機関にとって必要な時間は、特にドライバーまたはその他の者が発覚検知を逃れるために自ら行動を取った場合に、長期に渡るものとなる場合がある。これらの状況においては、本項に定められる、制裁を早めに課し始める柔軟性が使用されるべきではない。]

10.13.2 暫定的資格停止または服した資格停止期間についての控除

10.13.2.1 ドライバーまたはその他の者が暫定的資格停止を遵守した場合、当該ドライバーまたはその他の者は最終的に課される資格停止期間から、当該暫定的資格停止期間の控除を受けるものとする。ドライバーまたはその他の者が暫定的資格停止を遵守しない場合、当該ドライバーまたはその他の者が服する暫定的資格停止期間の一切の期間について控除を受けることはできない。その後控訴されることになった決定に従って資格停止期間に服した場合、次にドライバーまたはその他の者は、すでに服した資格停止期間の控除を、控訴により最終的に課されることになる場合のある資格停止期間に対して受けるものとする。

10.13.2.2 ドライバーまたはその他の者が、書面により、FIAからの暫定的資格停止を自発的に受け入れ、その後当該暫定的資格停止を遵守した場合には、当該ドライバーまたはその他の者は最終的に課されることになる場合のある資格停止期間から、自発的な暫定的資格停止期間の控除を受けるものとする。ドライバーまたはその他の者の自発的な暫定的資格停止の受け入れを証する書面の写しは、第14.1項に基づき速やかに、主張されたドーピング防止規則違反の通知を受ける資格を有する各当事者に対して提出されるものとする。⁵⁸

58 [第10.13.2.2注釈：ドライバーの自発的な暫定的資格停止の受け入れは、当該ドライバーによる自白ではなく、決して当該ドライバーに対する不利な推理を引き出すために使用されないこと。]

10.13.2.3 資格停止期間に対する控除は、ドライバーが競技に参加せず、または所属チームから参加を停止させられていたか否かにかかわらず、暫定的資格停止または自発的な暫定的資格停止の発効日以前の期間に対しては与えられない。

10.13.2.4 チームスポーツでは、公平性のために別の要求がなされない限り、資格停止期間がチームに課され、その場合資格停止期間はその資格停止に関わる聴聞団の最終決定日より開始し、聴聞を受ける権利が放棄された場合は、資格停止を受け入れた日もしくは別途資格停止措置が課された日を起算日として開始される。チームの暫定的資格停止（強制的に課されたものであるのか、自発的に受け入れられたものであるのかは問わない）の期間は、服すべき資格停止の全期間に対して控除される。

10.14 資格停止または暫定的資格停止期間中の地位

10.14.1 資格停止または暫定的資格停止期間中の参加の禁止

資格停止を宣言されたあるいは暫定的資格停止を受けるドライバーまたはその他

の者は、当該資格停止あるいは暫定的資格停止期間中、署名当事者、署名当事者の加盟組織、あるいはクラブ、もしくは署名当事者の加盟組織のその他の加盟組織が認定し、主催する競技もしくは活動（ただし、認可された教育プログラムもしくはリハビリテーション・プログラムは除く）、あるいは一切のプロフェッショナルリーグ、または国内レベルの競技会組織により認定されまたは主催される競技、あるいは政府機関により資金提供されている一切のエリートまたは国内レベルのスポーツ活動には、いかなる資格においても参加できない。

課された資格停止期間が4年間より長いドライバーまたはその他の者は、4年間の資格停止期間経過後、コード署名当事者あるいはコード署名当事者の一員により認可されていない、あるいはそれらの権限下でない国内地域スポーツの競技会にドライバーとして参加できる。ただし、当該地域競技の競技会は、資格停止期間でなければ当該ドライバーまたはその他の者に対して、国内選手権大会または国際競技会への出場資格を直接的または間接的に付与できた（または国内選手権大会もしくは国際競技会に向けて得点を累積できた）水準の大会であってはならず、さらに、ドライバーまたはその他の者がどのような資格であっても保護対象者と共に仕事に就くことがないものである場合に限る。

資格停止期間が課されたドライバーまたはその他の者は引き続き検査および居場所情報を提供するというFIAによる要求の対象となるものとする。

59 [第10.14.1注釈：例えば、下記第10.14.2項に従うことを条件に、資格停止期間中のドライバーは、管轄のASNあるいはそのASN加盟の、または政府機関により資金提供されているクラブが開催するトレーニングキャンプ、エキジビションやプラクティスに参加することはできない。さらに、資格停止期間中のドライバーは、非署名当事者のプロフェッショナルリーグ（例えば、ナショナルホッケーリーグ、ナショナルバスケットボールアソシエーションなど）、非署名当事者の国際競技会組織あるいは非署名当事者の国内レベルの競技会組織により主催される競技会に、第10.14.3項に定められる措置をもたすことなく競技することはできない。「活動」の用語には、例えば、本項に記載される組織の競技役員、ディレクター、役員、雇用者あるいはボランティアとして就くような、管理上の活動も含まれる。1つのスポーツで課された資格停止は、その他のスポーツにおいても認められる（第15.1項-決定の自動拘束効果を参照）。資格停止期間中のドライバーまたはその他の者は、資格停止期間中いかなる時点においても、その他の資格で指導したり、ドライバー支援人員として働くことは禁止されており、そうすることにより、別のドライバーが第2.10項に違反する可能性がある。資格停止期間中に達成されたパフォーマンス基準は、いかなる目的であってもFIAまたはそのASNによって認められないものとする。]

10.14.2 トレーニングへの復帰

第10.14.1項の例外として、ドライバーはチームと共にトレーニングに復帰、あるいはFIAあるいはその他の署名当事者加盟組織のクラブまたはその他加盟組織の施設を使用することが、以下の期間のいずれか短い期間に可能である：(1) 当該ドライバーの資格停止期間の最後の2ヶ月、あるいは、(2) 課された資格停止期間の最後の4分の1。⁶⁰

60 [第10.14.1項注釈:多くのチームスポーツ、および一部の個人スポーツでは(例えば、スキージャンプおよび体操)、ドライバーはその資格停止の期間満了時点で競技参加の準備ができるように、自分自身だけでは効果的なトレーニングを行うことが出来ない本項に記載されているトレーニング期間の間、資格停止中のドライバーは、競技すること、あるいはトレーニング以外の第10.14.1項に記載のある一切の活動に関わることはできない。]

10.14.3 資格停止または暫定的資格停止期間中の参加の禁止の違反

資格停止の宣告を受けたドライバーまたはその他の者が、資格停止期間中に第10.12.1項の参加の禁止に違反した場合には、当該参加の結果は失格となり、当初課せられた資格停止期間と同等な長さの新たな資格停止期間が当初の資格停止期間の終了に追加されものとする。その新しい資格停止期間(訓戒および、資格停止期間なしを含む)は、ドライバーまたはその他の者の過誤の程度あるいは事案のその他の状況に基づき調節される場合がある。ドライバーまたはその他の者が参加の禁止に違反したか否か、および、調節が妥当であるか否かは、その結果管理により当初の期間の資格停止が課されることとなったドーピング防止機関により決定されること。この決定は第13条の下で控訴することができる。

第10.14.1項に記載の暫定的資格停止中の参加禁止に違反したドライバーまたはその他の者は、服する暫定的資格停止の一切の期間について控除を受け取ることができず、そのような参加の結果は失格となる。

ドライバー支援人員あるいはその他の者が資格停止または暫定的資格停止期間中の参加禁止に違反する者を支援した場合、FIAは、そのような支援行為について第2.9項違反に基づく制裁を課す。

10.14.4 資格停止期間中の資金援助の停止

加えて、第10.5項または第10.6項に記載された短縮された制裁措置以外のドーピング防止規則違反については、当該者が受けていたスポーツ関係の資金の援助またはその他のスポーツ関係の便益の全部または一部は、FIAあるいは管轄権を有するASNにより停止される。

10.15 制裁の自動的公開

各制裁の義務付けられた一部は、第14.3項に定められる通り、自動的な公開を含む。

第11条 チームに対する措置

11.1 チームの検査

チーム構成員の1名が競技会に関連して(チームスポーツを除き)、第7条のドーピング防止規則違反の通知を受けた場合には、当該競技会を管轄する組織は、当該競技会の期間中に、当該チーム全員に対し適切な特定対象検査を実施するものとする。

11.2 チームに対する措置

- 11.2.1 競技内検査に関連してチームメンバーがドーピング防止規則違反を犯した場合、その競技でチームが得た結果は自動的に失格となり、メダル、ポイント、賞の剥奪を含む、チームとそのメンバーに対するすべての措置が課される。
- 11.2.2 競技会中または競技会に関連してチームメンバーが犯したドーピング防止規則違反は、その競技会でチームが得たすべての結果の失格につながり、第11.2.3項に規定されている場合を除き、すべてのメダル、ポイント、賞の剥奪を含み、チームとそのメンバーに対するすべての措置が課される可能性がある。
- 11.2.3 チームメンバーであるドライバーが、競技会内の1つの競技中または競技に関連してドーピング防止規則違反を犯した場合で、チームの他のメンバーがそのドーピング防止規則違反に対して過誤や過失がないことを立証した場合、その競技会の他の競技でのチームの結果は失格になることはないものとするが、ドーピング防止規則違反が発生した競技以外の競技でのチームの結果が、当該ドライバーのドーピング防止規則違反の影響を受けた可能性が高い場合はその限りではない。

第12条 他のスポーツ団体に対するFIAによる制裁

FIAが、ASNまたはその権限を有するその他のスポーツ団体が、その組織または団体の権限範囲内で本ドーピング防止規則の遵守、実施、支持、および施行を怠ったことを認識した場合、FIAは以下の懲戒処分に権限を有し、発動する可能性がある：

- 12.1 その組織または団体のメンバー全員または一部のグループを、将来の指定された競技会または指定された期間内に開催されるすべての競技会から除外する。
- 12.2 その組織または団体に対する資金またはその他の財政的および非財政的支援の一部または全部を差し控える。
- 12.3 その組織または団体が当該違反行為に関与している場合、その組織または団体に、その組織または団体に所属するドライバーまたはその他の者が犯した本ドーピング防止規則の違反に関連するすべての費用（分析機関費用、聴聞費用、旅費を含むがこれらに限定されない）をFIAに払い戻す義務を負わせる。

第13条 結果管理：控訴⁶¹

61 [第13項注釈：コードの目的は、ドーピング防止問題を、上告を伴う公正かつ透明な内部プロセスを通じて解決することである。ドーピング防止機関によるドーピング防止事案の決定は、第14条で透明性を確保されている。WADAを含む特定の個人および組織には、その決定に対して異議を申し立てる機会が与えられている。第13条に基づいて上訴する権利を持つ利害関係者および組織の定義には、他の競技参加者を失格にすることで利益を得る可能性のあるドライバーまたはその連盟は含まれないことに注意。]

13.1 控訴の対象となる決定

コードあるいは本ドーピング防止規則に基づいて下された決定については、以下の第13.2項から第13.7項までの規定または規則、コードあるいは国際基準のその他の条項に従い控訴することができる。ただし、当該決定は、控訴の審問機関が別の命令を下さない限り、控訴期間中においても引き続き効力を有するものとする。

13.1.1 審査の範囲の非制限

控訴の審査範囲は、当該案件に関連するすべての論点を含み、当初の決定の審査者が審査した論点又は審査範囲に、限定されない。控訴の当事者はいずれも、第一審の聴聞会で提起されなかった証拠、法的議論、および請求を提出できるが、それらが第一審の聴聞会で提起または取り上げられたのと同じ訴因、または同じ一般的な事実または状況から生じたものである限り、提出することができる。⁶²

62 [第13.1.1項注釈：改訂された文言は、2015年コードに実質的な変更を加えることが目的ではなく、むしろ明確にすることを目的としている。例えば、ドライバーが第一審の聴聞会で不当な改変のみで起訴されたが、同じ行為が共謀行為を構成する可能性がある場合、控訴当事者は控訴でドライバーに対して不当な改変と共謀行為の両方の罪を追及することができる。]

13.1.2 CASは控訴のなされた判断に拘束されない

その決定を下すにあたり、CASは控訴された決定をした団体によって行使される裁量に服従しないものとする。⁶³

63 [第13.1.2項注釈：CASの訴訟は新たなものである。CASの聴聞会において、以前の訴訟手続きにより証拠が制限されることはなく、以前の手続きの重要性はない。]

13.1.3 WADAは内部的救済を尽くすことを要求されない

第13条に基づきWADAが控訴する権利を有し、かつ、FIAの手続きの範囲内の最終決定に対し、その他の当事者が控訴しない場合には、WADAは当該決定に対し、FIAの過程における他の救済措置を尽くすことなく、CASに対し直接控訴することができる。⁶⁴

64 [第13.1.3項注釈：決定がFIAの手続きの最終段階の前で言い渡され（例えば最初の聴聞会）、その決定に対し誰もFIAの手続きの次の段階（例：取締役会）に上訴することを選ばない場合、WADAはFIAの内部手続きの残された段階を経ることなく、CASに直接上訴することができる。]

13.2 ドーピング防止規則違反、措置および暫定的資格停止、決定および権限の実施に関する決定に対する控訴

ドーピング防止規則に違反したという決定、ドーピング防止規則違反の措置を課した、あるいは課さなかった決定、ドーピング防止規則に違反していなかったという旨の決定、ドーピング防止規定に対する違反の手續が手續上の理由（例え

ば、時効を含む)により進めることができないという決定、第5.6.1の下でリタイヤしたドライバーの競技への復帰についての6ヶ月前の通知要件の例外を認めなかったWADAによる決定、コードの第7条1項の下で結果管理を指定するWADAによる決定、違反が疑われる分析所見または非定型報告をドーピング防止規則違反として主張しないこととするFIAによる決定、または結果管理に関する国際基準に従う調査の後に、ドーピング防止規則違反に関する手続を進めないこととする決定、暫定聴聞会の結果としてまたは暫定的資格停止を課したあるいは解除した決定、ドーピング防止規則に違反したという主張またはその措置に対して判断を下したFIAにそれを行う権限がなかったという決定、第10.7.1項に基づき、結果を一時停止する、あるいは停止しない決定、または一時停止された結果を元に戻す、あるいは戻さない決定、コードの第7.1.4項および第7.1.5項条の不遵守、第10.8.1項の不遵守、第10.14.3項による決定、FIAの第15項に基づくその他のドーピング防止機関による決定を実施しない決定、およびコード第27.3条に基づく決定に対しては本第13.2項の定めに基づいてのみ控訴することができる。

13.2.1 国際レベルのドライバーまたは国際競技会に対する控訴

国際競技会への参加に関して生じた事案、あるいは国際レベルのドライバーが関与する事案では、決定はCASにのみ控訴することができる。⁶⁵

65 [第13.2.1項注釈: CASの決定は最終であり、仲裁判断の無効あるいは施行に適用される法律が再考を要求する場合を除き、拘束力がある。]

13.2.2 他のドライバーまたはその他の者が関与する控訴

第13.2.1項が適用されない場合、ドライバーまたはその他の者に対して権限を有する国内ドーピング防止機関が採用した規則に従って、決定に対して上訴機関に控訴することができる。

そのような控訴のための規則は以下の原則を遵守する：適時の聴聞、公正且つ公平な運営的にも組織的にも独立している聴聞団、出廷人がその費用負担による弁護士に代理される権利、適時の書面による理由が付された決定。

控訴の時点で上記のような機関が設置されておらず、利用可能な場合は、適用される手続き規則に従って、決定に対してCASに控訴することができる。

13.2.3 控訴提出権利を有する者

13.2.3.1 国際レベルのドライバーまたは国際競技会に対する控訴

第13.2.1項に定められている事案の場合、CASに控訴する権利を有する当事者は次のとおりとする：(a) 控訴を行う決定の対象となった、ドライバーまたはその他の者；(b) 当該決定が下された事件の他当事者；(c) FIA；(d) 当該者の居住国、または国民であるもしくは所有するライセンス国の国内ドーピング防止機関；(e) 国際オリンピック委員会または国際パラリンピック委員会（オリンピック大会またはパラリンピック大会の参加資格に影響を及ぼす決定を含む、オリンピック大会またはパラリンピック大会に関して効力を有する決定の場合）；および(f)

WADA

13.2.3.2 他のドライバーまたはその他の者が関与する控訴

第13.2.2項に定められている事案の場合、国内水準の上訴機関に控訴する権利を有する団体は、**国内ドーピング防止機関**の規定に定められるが、最小限以下を含むこと：**(a)** 控訴を行う決定の対象となった、**ドライバーまたはその他の者**；**(b)** 当該決定が下された事案の他当事者；**(c)** **FIA**；**(d)** 当該者の居住国、または国民であるもしくは所有するライセンス国の**国内ドーピング防止機関**；**(e)** 決定がオリンピック競技大会またはパラリンピック競技大会の資格に影響を与える決定を含め、オリンピック競技大会またはパラリンピック競技大会の参加資格に影響を与える可能性がある場合、該当する場合、国際オリンピック委員会または国際パラリンピック委員会；および**(f)** **WADA**

第13.2.2項に定められている事案の場合、**WADA**、国際オリンピック委員会、国際パラリンピック委員会、および**FIA**は、国内水準の控訴機関の決定について、**CAS**に控訴する権限をも保有する。控訴を提出する当事者は、控訴の対象となる決定を下した**ドーピング防止機関**から全ての関係情報を取得するために**CAS**からの支援を受ける資格を有し、また、**CAS**が命じた場合には当該情報は提供されなければならない。

13.2.3.3 通知義務

CASの控訴のすべての当事者は、**WADA**および控訴の権利を持つその他のすべての当事者に控訴の通知が適時に与えられていることを確実にしなければならない。

13.2.3.4 暫定的資格停止処分に対する控訴

本規則の他の規定にかかわらず、**暫定的資格停止**の処分に対して控訴することができる者は、当該**暫定的資格停止**が課された、**ドライバーまたはその他の者**に限られる。

13.2.3.5 第12条に基づく決定に対する控訴

第12条に基づく**FIA**の決定に対しては、**ASN**またはその他の団体が**CAS**に対してのみ控訴することができる。

13.2.4 交差不服申立て及びその他認められる後続の不服申立て

コードに基づき**CAS**に提起された事案における被不服申立人による交差不服申立てその他後続の不服申立ては、明示的に認められる。本第13条に基づき不服申立てを提起する権利を有する当事者は、遅くとも当該当事者の答弁時まで、交差不服申立てまたは後続の不服申立てを提起しなければならない。⁶⁶

66 [第13.2.4項の解説：2011年以降、**CAS**規則においては、ドライバーの不服申立期間の満了後にドーピング防止機関が決定に対し不服申立てを提起した場合に、ドライバーが交差不服申立てを提起する権利が認められなくなったため、本条項

が必要となる。本条項は、全当事者のために完全な聴聞会を行うことを認めている。]

13.3 FIAによる時機に後れた決定

個々の事件におけるドーピング防止規則違反の有無に関し、FIAが、WADAが定めた合理的な期間内に決定を下さなかった場合には、WADAは、FIAが、ドーピング防止規則違反がないと判断する決定を下したのものとして、CASに対して直接に控訴することを選択できる。CASの聴聞員団が、ドーピング防止規則違反があり、かつ、WADAのCASに対する直接の控訴提出の選択が合理的なものであると判断した場合には、控訴手続きの遂行に関するWADA費用および弁護士報酬は、FIAによってWADAに対して償還される。⁶⁷

67 [第13.3項注釈：個々のドーピング防止規則違反の調査および結果管理の過程における様々な事情に鑑みると、WADAがCASに対して直接に不服申立てをするに先立ちFIAが決定を下すための期限を、確定的に定めることは現実的ではない。ただし、当該行動が取られる前に、WADAはFIAと協議し、かつ、FIAに対し決定が未だ下されていない理由について説明する機会を与えるものとする。]

13.4 TUEに関する控訴

TUEの付与または不承認の決定は、第4.4項に定められる通りにのみ控訴することができる。

13.5 控訴決定の通知

FIAは、第14.2項に定められる通り、ドライバーまたはその他の者および第13.2.3項の下で控訴を提出する資格のあるその他のドーピング防止機関に対し控訴の決定を速やかに提供するものとする。

13.6 控訴提出の時期⁶⁸

68 [第13.6項注釈：CAS規則または本ドーピング防止規則が適用されるかどうかにかかわらず、当事者の上訴期限は決定を受領するまで開始されない。そのため、当事者が決定を受け取っていない場合でも、当事者の控訴の権利が失効することはない。]

13.6.1 CASへの控訴

CASへの控訴提出時期は、控訴団体側による決定の受領日から21日後とする。この定めにも関わらず、控訴を提出する資格は有するが、控訴されている決定を導いた手続きに関与していた団体ではない団体により提出された控訴については次の期限が適用される：

- (a) 決定の通知から15日間以内、かかる団体（含複数）は、結果管理に関する権限を有するドーピング防止機関より、完全な資料の写しを要求する権利を有する。

- (b) そのような要求が決められた15日以内になされた場合、その後その要求をした当該団体は、当該資料を受領してからCASへ控訴提出をするまでに21日間を与えられる。

上記にも関わらず、WADAによる控訴の提出期限は、次の各時期のうちいずれか遅い時期までとする。

- (a) 控訴の権限を有する他の当事者が控訴することができる最終日から21日後、
または
(b) WADAが決定に関する完全な書類を受け取ってから21日後。

13.6.2 第13.2.2項による控訴

国内ドーピング防止機関が制定した規則に従い、独立した公正な団体への控訴提出時期は、国内ドーピング防止機関が制定した同じ規則によって示される。
上記にも関わらず、WADAによる控訴の提出期限は、次の各時期のうちいずれか遅い時期までとする。

- (a) 控訴の権限を有する他の当事者が控訴することができる最終日から21日後、
または
(b) WADAが決定に関する完全な書類を受け取ってから21日後。

第14条 守秘および報告

14.1 違反が疑われる分析所見、非定型報告およびその他の主張されたドーピング防止規則違反

14.1.1 ドライバーまたはその他の者に対する通知

ドライバーまたはその他の者は、第7条および第14条に定められているそれらに主張されているドーピング防止規則違反についての通知を受けるものとする。

ドーピング防止規則違反の告発に至るまでの結果管理中のいずれかの時点で、FIAが問題について進めないことを決定した場合、FIAはドライバーまたはその他の者に通知しなければならない（ドライバーまたはその他の者が進行中の結果管理をすでに通知されていた場合に限る）。

14.1.2 国内ドーピング防止機関、およびWADAに対するドーピング防止規則違反に関する通知

ドライバーまたはその他の者の、国内ドーピング防止機関、およびWADAへのドーピング防止規則の主張通知は、第7条および14条に定められている通り、ドライバーまたはその他の者への通知と同時に送達される。

ドーピング防止規則違反の告発に至るまでの結果管理中のいずれかの時点で、FIAが問題について進めないことを決定した場合、FIAは第13.2.3項に基づく控訴の権利を有するドーピング防止機関に（理由を添えて）通知しなければならない。

14.1.3 ドーピング防止規則違反に関する通知の内容

ドーピング防止規則違反に関する通知には、以下が含まれる：ドライバーまたはその他の者の氏名、国、競技および種目、ドライバーの競技水準、検査種別（競技外検査または競技内検査）、検体採取日、分析機関が報告した分析結果、およびその他一切の結果管理に関する国際基準によって求められる情報。

第2.1項に基づく以外でのドーピング防止規則の通知は、違反された規則および主張される違反の根拠も記載されること。

14.1.4 状況の報告

第14.1.1項に従うドーピング防止規則違反の通知に至らない調査に関するものは除き、ドライバーあるいはその他の者のドーピング防止機関およびWADAには、第7条、第8条または第13条に基づき検討または手続が実施される場合、その状況と結果に関する最新情報が定期的に提供され、また、書面による理由を付した説明文書または事案の解決につき説明する決定が速やかに提供されるものとする。

14.1.5 守秘義務

情報を受領した組織は、FIAが第14.3項で許可されているとおりに一般開示するまで、知る必要がある者（該当する国内オリンピック委員会、ASN、およびチームスポーツのチームの適切な人員を含む）以外にこの情報を開示しないものとする。

14.1.6 FIAの従業員または代理人による機密情報の保護

FIAは、違反が疑われる分析所見、非定型報告、およびその他のドーピング防止規則違反の主張に関する情報は、第14.3項に従って情報が一般開示されるまで機密のままであることを保証するものとする。FIAは、その従業員（正社員かどうかを問わない）、請負業者、代理人、コンサルタント、および委任された第三者が、完全に強制力のある契約上の機密保持義務と、そのような機密情報の不適切および／または不正な開示の調査および懲罰のための完全に強制力のある手順に従うことを保証するものとする。

14.2 ドーピング防止規則違反あるいは資格停止もしくは暫定的資格停止の決定の通知および事件簿の要求

14.2.1 第7.6項、第8.2項、第10.5項、第10.6項、第10.7項、第10.14.3項あるいは第13.5項に従い宣言されたドーピング防止規則違反の決定または資格停止もしくは暫定的資格停止の違反に関する決定には、適用のある場合は潜在的な最大限の制裁が課されなかった理由の正当化も含め、決定の完全な理由が記載されること。決定が英語あるいはフランス語でなされない場合、FIAは、英語あるいはフランス語による決定の簡略な概要と裏づけとなる理由を提供すること。

14.2.2 第14.2.1項に従い受領した決定に控訴する権限を有するドーピング防止機関は、受領より15日以内に、その決定に関連する事件簿一式の写しを要求できる。

14.3 一般開示

14.3.1 結果管理の国際基準に従ってドライバーまたはその他の者に、および第14.1.2項に従って該当するドーピング防止機関に通知が提供された後、ドーピング防止規則違反の可能性、禁止物質または禁止方法、および関係する違反の性質について通知を受けたドライバーまたはその他の者の身元、およびドライバーまたはその他の物が暫定的資格場停止の対象となるかどうかは、FIAにより一般開示される場合がある。

14.3.2 第13.2.1項または13.2.2項に従い控訴決定でそれが確定されたか、当該聴聞会に参加する権利が放棄されたか、または第8条の規定に従った聴聞会に参加する権利が放棄されたか、ドーピング防止規則違反の主張に対して適切な時期に異議が唱えられなかったかまたは、事案が第10.8項に基づいて解決された場合、または第10.14.3項に基づいて新たな資格停止期間または訓戒処分が課された場合には、20日以内に、FIAは、以下の情報含めてドーピング防止事件の処分を一般開示しなければならない：競技種目、違反の対象となったドーピング防止規則、違反をしたドライバーまたはその他の者の氏名、関係する禁止物質または禁止方法（あった場合）、および課せられた結果、FIAは、20日以内に、ドーピング防止規則違反に関する控訴の決定の結果について上記情報を含めて一般開示しなければならない。⁶⁹

69 [第14.3.2項注釈：第14.3.2項で要求されている一般開示が他の適用法の違反につながる場合、FIAが一般開示を怠ったからといって、プライバシーおよび個人情報の保護に関する国際基準の第4.1条に規定されている、コード不遵守の確定にはならない。]

14.3.3 聴聞会または控訴提出の後にドライバーまたはその他の者がドーピング防止規則に違反していない旨決定された場合には、当該決定が控訴された事実は一般開示される。ただし、決定自体およびその基礎となる事実は、決定の対象となるドライバーまたはその他の者の同意がない限り、一般開示することはできない。FIAは、当該同意を得るために合理的な努力をし、また、同意が得られた場合には、当該決定を完全な形で、またはドライバーもしくはその他の者が認める範囲で編集した形で一般開示されること。

14.3.5 開示は、最低限、所要の情報のFIAのウェブサイトでの掲載、情報を1ヶ月そのままに据え置くか、あるいは資格停止期間のどちらか長い期間公開されること。

14.3.6 第14.3.1項および14.3.3項に規定される場合を除き、ドーピング防止機関、ASN、またはWADA認定の分析機関も、またかかる団体のいずれの公式役職員も、当該ドライバーもしくはその他の者あるいはその随行員またはその代理人に起因する、もしくはそれらに提供された情報に基づき、公のコメントに対応する場合を除き、（手続および科学的知見の一般的な説明とは異なる）未決の事件における特定の事実につき公に見解を述べないこと。

14.3.7 第14.3.2項により義務付けられる一般開示は、ドーピング防止規則に違反が認定されたドライバーまたはその他の者が未成年者、保護対象者あるいはレクリエーションドライバーである場合には求められない。未成年者、保護対象者あるいは

レクリエーションドライバーが関与する場合の一切の任意の一般開示は、事案の状況および事実に釣り合うものとする。

14.4 統計数値の報告

FIAは、少なくとも年1回、ドーピング管理活動の全体的な統計数値の報告書を公表し、その写しをWADAに対して提出する。FIAは、各検査において検査を受けた各ドライバーの氏名および検査の日付に関する報告書についても公表する。

14.5 ドーピング管理情報データベースとコンプライアンスのモニタリング

WADAがコンプライアンスのモニタリングの役割を果たし、資源の効果的な利用とドーピング防止機関間で該当するドーピング規制情報の共有を確保できるようにするために、FIAはADAMSを通じてWADAに、特に以下を含むドーピング規制関連情報を報告するものとする：

- (a) ドライバーのドライバー生体パスポートデータ、
- (b) ドライバーの居場所情報（登録検査対象者内のドライバーを含む）
- (c) TUEの決定、および
- (d) 適用される国際基準に基づいて要求される結果管理上の決定。

14.5.1 複数のドーピング防止機関により、検査配分計画の調整を促進すると共に、不要な検査重複を回避するために、そして、ドライバーの生体パスポートプロフィールが更新されていることを確認するために、FIAは、検査とドーピング捜査のための国際基準に含まれる要件とスケジュールに従って、ドーピング管理フォームをADAMSに入力することにより、競技内および競技外のすべての検査をWADAに報告するものとする。

14.5.2 WADAのTUEに対する監視と異議申し立ての権利を促進するために、FIAはすべてのTUEの申請、決定、および支援書類を、治療使用特例の国際基準に含まれる要件とスケジュールに従って、ADAMSを利用して報告するものとする。

14.5.3 WADAの結果管理に対する監視と異議申し立ての権利を促進するため、FIAは結果管理に関する国際基準に概説されている要件とスケジュールに従って、次の情報をADAMSに反映するものとする：(a) ドーピング防止規則違反および違反が疑われる分析所見に関する関連決定の通知；(b) 違反が疑われる分析所見ではないその他のドーピング防止規則違反に関する通知および関連決定；(c) 居場所情報義務違反；および(d) 暫定的資格停止を課す、解除する、または回復する決定。

14.5.4 本条に記載されている情報は、適切な場合、また適用される規則に従って、ドライバー、ドライバーの国内ドーピング防止機関、およびドライバーに対する検査権限を持つその他のドーピング防止機関すべてがアクセスできるようになる。

14.6 情報プライバシー

- 14.6.1 FIAは、コード、国際基準(特にプライバシーと個人情報の保護の国際基準を含め)に従い、および本ドーピング防止規則の下で、さらに適用法を遵守しドーピング防止活動を実施するに必要で適切である場合、ドライバーまたはその他の者に関する個人情報を収集し、保管し、加工しまたは開示することができる。
- 14.6.2 上記を制限することなく、FIAは以下を行うものとする：
- (a) 有効な法的根拠に従ってのみ個人情報を処理する。
 - (b) 本ドーピング防止規則の対象となる参加者または者に対し、適用法およびプライバシーおよび個人情報の保護に関する国際基準に準拠した方法および形式で、その個人情報が本ドーピング防止規則の実施を目的として、FIAおよびその他の者によって加工される可能性があることを通知する。
 - (c) FIAが参加者または者の個人情報を共有する第三者代理人(委任された第三者を含む)が、かかる情報の機密性とプライバシーを保護するための適切な技術的および契約上の管理の対象となることを保証する。

第15条 決定の実施

15.1 署名したドーピング防止機関による決定の自動的な拘束力

- 15.1.1 署名ドーピング防止機関、控訴機関(コード第13.2.2条)、またはCASによって行われたドーピング防止規則違反の決定は、手続きに入る当事者に通知された後、手続きの当事者の域を超えて、FIAとASN、さらにはあらゆるスポーツのすべての署名当事者を自動的に拘束し、以下に説明する効果をもたらすものとする：
- 15.1.1.1 暫定的資格停止を課す上記の機関のいずれかによる決定により(暫定的な聴聞会が行われた後、またはドライバーまたはその他の者が暫定的資格停止を受け入れた後、または第7.4.3項に従って提供される暫定的な聴聞会、略式の聴聞会、または略式の控訴の権利を放棄した後)、ドライバーまたはその他の者は暫定資格停止期間中は、署名当事者の権限内にあるすべてのスポーツへの参加(第10.14.1項に記載)が自動的に禁止される。
 - 15.1.1.2 上記機関のいずれか下した(聴聞が行われた後または放棄された後)資格停止期間を課す決定により、ドライバーまたはその他の者は、資格停止期間中、署名当事者の権限内にあるすべてのスポーツ(第10.14.1項に記載)に参加することが自動的に禁止される。
 - 15.1.1.3 ドーピング防止規則違反を受け入れる上記の機関による決定は、自動的にすべての署名当事者を拘束するものとする。
 - 15.1.1.4 上記機関のいずれかによる第10.10項に基づく結果を指定期間失格とする決定は、指定期間中に署名当事者の権限内で得られたすべての結果を自動的に失格とする。
- 15.1.2 FIAとASNは、FIAが実際に決定の通知を受け取った日または決定がADAMSに反映された日のいずれか早い方に、第15.1.1項で要求されている決定とその効果を認識し、それ以上の措置を必要とせずに実施するものとする。

- 15.1.3 ドーピング防止機関、国家控訴機関、またはCASによる結果の一時停止または解除の決定は、FIAが実際の通知を受け取った日または決定がADAMSに反映された日のいずれか早い日に、それ以上の措置を必要とせずにFIAおよびASNを拘束するものとする。
- 15.1.4 ただし、第15.1.1項の規定にかかわらず、競技会中に略式処理で行われた主要イベント組織によるドーピング防止規則違反の決定は、主要イベント組織の規則がドライバーまたはその他の者に非迅速承認制度に基づいて控訴する機会を与えない限り、FIAまたはASNを拘束しないものとする。⁷⁰

70 [第15.1.4項注釈：例として、主要イベント組織の規則がドライバーまたはその他の者に、略式のCAS異議申し立てまたは通常のカS手続きに基づくCAS異議申し立てを選択する選択肢を与えている場合、主要イベント組織による最終的な決定または判決は、ドライバーまたはその他の者が略式の控訴を選択したかどうかに関係なく、他の署名当事者を拘束する。]

15.2 ドーピング防止機関によるその他の決定の実施

FIAおよびASNは、上記第15.1.1項に記載されていないドーピング防止機関によって下された他のドーピング防止決定（例えば、ドライバーまたはその他の者による暫定聴聞または受け入れ前の暫定的資格停止など）を実施することを決定する場合がある。⁷¹

71 [第15.1項および第15.2項注釈：第15.1項に基づくドーピング防止機関の決定は、署名当事者側での決定や追加の処置を必要とせず、他の署名当事者によって自動的に実施される。例えば、国内ドーピング防止機関がドライバーの暫定的資格停止を決定すると、その決定は国際競技連盟レベルで自動的に有効になる。明確にしておきたいのは、「決定」は国内ドーピング防止機関によってなされたものであり、国際競技連盟によって個別に決定されるものではないということである。したがって、暫定的資格停止が不当に課されたというドライバーの主張は、国内ドーピング防止機関に対してのみ主張することができる。第15.2項に基づくドーピング防止機関の決定の実施は、各署名当事者の裁量に委ねられる。署名当事者による第15.1項または第15.2項に基づく決定の履行は、基礎となる決定に対する控訴とは別に控訴することはできない。他のドーピング防止機関のTUE決定の承認範囲は、第4.4項および治療使用特例の国際基準によって決定されるものとする。]

15.3 署名当事者ではない団体による決定の実施

コードに署名していない団体によるドーピング防止の決定は、その決定がその団体の権限およびそのドーピング防止規則の範囲内にあるとされ、それ以外の点ではコードと一致しているとFIAが判断した場合、FIAおよびASNによって実施されるものとする。⁷²

72 [第15.3項注釈：コードを受諾していない団体の決定が、ある点ではコードに準拠しているが、他の点ではコードに準拠していない場合、FIA、他の署名当事者お

よびASNは、その決定をコードの原則と調和して適用するよう努めるべきである。例えば、コードに準拠した処理において、非署名当事者がドライバーの体内に禁止物質が存在することを理由にドーピング防止規則違反を犯したとドライバーに認定したが、資格停止期間がコードに規定されている期間より短い場合、FIAおよび他のすべての署名当事者はドーピング防止規則違反の認定を認識し、ドライバーの国内ドーピング防止機関は第8条に準拠した聴聞会を実施して、コードに規定されているより長い資格停止期間を課すべきかどうかを決定する。FIAまたは他の署名当事者の決定の履行、または第15.3項に基づく決定を履行しないという決定は、第13条に基づいて控訴することができる。]

第16条 時効

ドーピング防止規則違反が発生したと主張された日から10年以内に、ドライバーまたはその他の者が第7条の定めに従いドーピング防止規則違反の通知を受けなかった場合、または通知の付与が合理的に試みられなかった場合には、当該ドライバーまたはその他の者に対してドーピング防止規則違反の手続は開始されないものとする。

第17条 教育

FIAは、コード第18.2条および国際教育基準の要件に従って、教育を計画、実施、評価、促進するものとする。

第18条 ASNの追加の役割と責任

- 18.1** すべてのASNおよびその加盟者はコード、国際基準、および本ドーピング防止規則に従う。すべてのASNおよびその他加盟者は、それらの方針、規定およびプログラムの中に、本ドーピング防止規則の序文に定める通り（序文内「本ドーピング防止規則の適用範囲」の項）、FIAがそれらのドーピング防止権限の下にあるドライバーおよびその他の者に関して直接本ドーピング防止規則を実施する（検査を行うことを含め）ことができるために必要な条項を組み込むものとする。
- 18.2** 各ASNは、本ドーピング防止規則を、加盟者を拘束するスポーツ規則の一部として、直接または参照によりその管理文書、会則および／または規則に組み込むものとし、ASNがそのドーピング防止権限の下にあるドライバー（国内水準のドライバーを含む）およびその他の者に関して直接これらの規則を執行できるようにするものとする。
- 18.3** 本ドーピング防止規則を採用し、それらを管理文書およびスポーツ規則に組み込むことにより、ASNはその機能においてFIAと協力し、支援するものとする。また、彼らは、その権限の下にある者に制裁を課す決定を含む、本ドーピング防止規則に従って行われた決定を認識し、遵守し、実施するものとする。
- 18.4** すべてのASNは、コード、国際基準、および本ドーピング防止規則についてのコンプライアンスを実行するために適切な措置を講じるものとする。

- 18.5** すべてのASNは、ASNまたはその加盟組織のいずれかによって認可または組織された競技または活動への準備または参加するすべてのドライバー、およびそのようなドライバーに関連するすべてのドライバー支援人員が、そのような参加の条件として、本ドーピング防止規則に拘束されることに同意し、コードに従いドーピング防止機関の結果管理当局に提出することを要求する規則を確立するものとする。
- 18.6** すべてのASNは、ドーピング防止規則違反が疑われるまたは関連する一切の情報をFIAおよびその国内ドーピング防止機関に報告し、調査実施の権限のあるいかなるドーピング防止機関が実施する調査にも協力すること。
- 18.7** すべてのASNは、有効な正当性なく禁止物質あるいは禁止方法を使用するドライバー支援人員が、FIAあるいはASNの権限下にあるドライバーを支援することを防ぐために実施される懲罰規定を有すること。
- 18.8** すべてのASNは、その国内ドーピング防止機関と連携し、ドーピング防止教育を実施するものとする。

第19条 FIAの追加の役割と責任

- 19.1** 国際連盟のコード第20.3条に記載されている役割と責任に加え、FIAはコード第24.1.2条に従って、FIAのコードおよび国際基準への準拠状況についてWADAに報告するものとする。

第20条 ドライバーの追加の役割および責任

- 20.1** 本ドーピング防止規則について精通し、これを遵守すること。

- 22.2** いつでも検体採取ができるようにすること。⁷³

73 [第20.2項注釈：ドライバーの人権とプライバシーを考慮し、正当なドーピング防止上の配慮により、深夜または早朝に検体採取が要求される場合がある。例えば、一部のドライバーは、朝には検出されないように、この時間帯に低用量のEPOを使用することが知られている。]

- 20.3** ドーピング防止の観点から、自分が摂取したものと使用したものに対して責任を負うこと。
- 20.4** 医療関係者に対して自らが禁止物質および禁止方法を使用してはならないという義務を負っていることを伝達するとともに、自らが受ける医療処置についても、本ドーピング防止規則に対する違反に該当しないようにすること。
- 20.5** ドライバーが過去10年の間に、ドーピング防止規則違反を行った旨、非署名当事者により認定された決定があれば、それをその国内ドーピング防止機関およびFIAに開示すること。

20.6 ドーピング防止規則違反についてドーピング捜査を実施するドーピング防止機関に協力すること。

20.7 FIA、ASN、またはドライバーに対する権限を持つその他のドーピング防止機関からの要請に応じて、ドライバー支援人員の身元を開示すること。

第21条 ドライバー支援人員の追加の役割および責任

21.1 本ドーピング防止規則について精通し、これを遵守すること。

21.2 ドライバーの検査プログラムに協力すること。

21.3 ドライバーの価値観および行動に対して自らの影響力を行使して、ドーピングを行わない態度を醸成すること。

21.4 ドライバー支援人員が過去10年間の間に、ドーピング防止規則違反を行った旨、非署名当事者により認定された決定があれば、それを、その国内ドーピング防止機関およびFIAに開示すること。

21.5 ドーピング防止規則違反についてドーピング捜査を実施するドーピング防止機関に協力すること。

22.6 ドライバー支援人員は、正当な理由なく禁止物質または禁止方法を使用し、または、保有しないものとする。

第22条 本ドーピング防止規則に従うその他の者の追加の役割および責任

22.1 本ドーピング防止規則について精通し、これを遵守すること。

22.2 過去10年間の間に、ドーピング防止規則違反を行った旨、非署名当事者により認定された決定があれば、それを、その国内ドーピング防止機関およびFIAに開示すること。

22.3 ドーピング防止規則違反についてドーピング捜査を実施するドーピング防止機関に協力すること。

22.4 正当な理由なく禁止物質または禁止方法を使用し、または、保有しないものとする。

第23条 コードの解釈

23.1 コードの公式正文はWADAが維持し、英語とフランス語で公表されるものとする。英語版とフランス語版との間に矛盾が生じた場合、英語版が優先するものとする。

- 23.2** コードの各条項に付されている解説は、コードの解釈に使用されるものとする。
- 23.3** コードは独立、かつ自立した文書として解釈されるものとし、署名当事者または各国政府の既存の法令を参照して解釈されないものとする。
- 23.4** コードの各部および各条項の見出しは、便宜上のものであって、コードの実体規定の一部とはみなされず、また、当該見出しが言及する規定の文言に対して影響するものであるとはみなされない。
- 23.5** コードまたは国際基準で「日」という用語が使用される場合、特に指定がない限り、カレンダー日を意味する。
- 23.6** コードは、署名当事者によって受諾され、当該署名当事者の規則にて実施される以前から審理中の事案に対し、遡及して適用されない。ただし、コード以降に発生した違反について第10条に基づいて制裁措置を認定する場合には、コード以前におけるドーピング防止規則違反も「1回目の違反」又は「2回目の違反」として数えられる。
- 23.7** 「世界ドーピング防止プログラムおよびコードの目的、範囲および構成」、「付属文書1 - 定義」は、コードの不可分の一部として扱われる。

第24条 最終条項

- 24.1** 本ドーピング防止規則で「日」という用語が使用されている場合、別段の指定がない限り、カレンダー日を意味するものとする。
- 24.2** 本ドーピング防止規則は、独立した自治権のある条文として解釈され、既存の法律、あるいは規則を基準とした参考とされるものではない。
- 20.3** 本ドーピング防止規則は、コードの適用可能な規則および国際基準に従って採択されたものであり、コードの適用可能な規則および国際基準と一貫した方法で解釈される。コードおよび国際基準は本ドーピング防止規則の不可分の一部であるとみなされ紛争が生じた場合には優先するものとする。
- 24.4** 序文および付属文書 1 は、本ドーピング防止規則の不可欠な部分とみなされる。
- 24.5** 規則の各条項に付されている注釈は、規則の解釈に使用されるものとする。
- 24.6** 本ドーピング防止規則は、2021年1月1日に完全実施された（「効力発生日」）。これらは、FIAのドーピング防止規則のこれ以前のバージョンを破棄する。
- 24.7** 本ドーピング防止規則はその効力発生日以前から審理中の事案に対し、遡及して適用されない。ただし、次を条件とする：
- 24.7.1** 効力発生日以前に発生したドーピング防止規則違反事案は、効力発生日後に発生した違反について第10条に基づく罰則を決定する目的で、「1回目違反」あるいは「2回目違反」と数えられる。

- 24.7.2 効力発生日において審理中のドーピング防止規則違反事案、および効力発生日以前に発生したドーピング防止規則違反に基づく効力発生日以降に提起されたドーピング防止規則違反事案に関しては、当該事案に関する聴聞パネルが、当該事案の状況に基づき、「寛大な法 (lex mitior)」の原則を適用することが適切である旨を判断しない限り、当該ドーピング防止規則違反が発生した時点で効力を有していたドーピング防止規則が適用されなければならない。本ドーピング防止規則に規定されている実質的なドーピング防止規則ではなく、ドーピング防止規則違反の疑いが発生した時点で効力を有していた実質的なドーピング防止規則に準拠するものとする。これらの目的のために、第10.9.4項に基づく複数の違反の目的で以前の違反が考慮される遡及期間と第16条に規定される時効は、実質的な規則ではなく手続き上の規則であり、本ドーピング防止規則の他のすべての規則とともに遡及的に適用されるべきである（ただし、第16条は、効力発生日までに時効期間がまだ満了していない場合にのみ遡って適用されるものとする）。
- 24.7.3 効力発生日以前の、第2.4項の居場所情報の一切の違反（用語が結果管理に関する国際基準に定められる居場所情報未提出であっても、検査未了であっても）、「結果管理に関する国際基準」に従い、失効の前に取り扱いを受け信頼に足るものとされるが、発生した12ヶ月後に失効したものと見なされる。
- 24.7.4 ドーピング防止規則違反に対する最終的な決定が効力発生日以前に言い渡されたが、ドライバーまたはその他の者が効力発生日において依然として資格停止期間中である事案に関し、ドライバーまたはその他の者は、ドーピング防止規則違反の結果の管理を行うFIAまたはドーピング防止機関に対し、本ドーピング防止規則を踏まえた資格停止期間の短縮を申請できる。当該申請は資格停止期間が満了する前になされなければならない。上記に関し言い渡された決定に対しては、第13.2項に従って控訴提出をすることができる。本ドーピング防止規則は、ドーピング防止規則違反があった旨の最終的な決定が言い渡され、課された資格停止期間が満了した事件には適用されない。
- 24.7.5 第10.9.1項に基づき2回目の違反につき資格停止期間を査定する際、1回目の違反の制裁措置が効力発生日以前の規則に基づき決定されている場合には、本ドーピング防止規則が適用可能であったならば1回目の違反につき査定されたであろう資格停止期間が、適用されるものとする。⁷⁴
- 74 [第24.7.5項注釈：第24.7.5項に記載されている状況を除き、ドーピング防止規則違反を認定する最終決定が発効日前に下され、課せられた資格停止期間が完全に満了している場合、本ドーピング防止規則を、以前の違反を再定義付けるために使用することはできない。]
- 24.7.6 禁止表および禁止表にある物質または方法に関連する技術文書の変更は、特に別段の定めがない限り、遡って適用されないものとする。ただし、例外として、禁止物質または禁止方法が禁止表から削除された場合、以前の禁止物質または禁止方法を理由に現在資格停止期間にあるドライバーまたはその他の者は、ドーピング防止規則違反に対して結果管理責任を負ったFIAまたはその他のドーピング防止機関に、禁止表からの物質または方法の削除を踏まえて、資格停止期間の短縮を申請することができる。

- 24.8** 規則は、フランス語および英語で発表される。2言語の原文の間に解釈の相違が生じた場合、英語版が優先するものとする。

付属文書1：定義⁷⁵

75 [定義の注釈：定義される用語には、他の品詞として使用される用語だけでなく、複数形および所有格形も含まれるものとする。]

ADAMS (Anti-Doping Administration and Management System) :

「ADAMS (ドーピング防止管理運営システム)」とは、情報保護に関する法とあいまって、関係者およびWADAのドーピング防止活動を支援するように設計された、データを入力し、保存し、共有し、報告するためのウェブ上のデータベースによる管理手段をいう。

ADC (Anti-Doping Disciplinary Committee) :

FIAドーピング防止懲罰委員会。

投与 (Administration) :

他の人による、禁止物質または禁止方法の、提供、供給、管理、促進、その他使用又は使用の企てへの参加をいう。ただし、当該定義は、真正かつ適法な治療目的その他認められる正当理由のために使用された禁止物質または禁止方法に関する誠実な医療従事者の行為を含まないものとし、また、当該禁止物質が真正かつ適法な治療目的のために意図されたものでないこと、もしくは競技力を向上させるために意図されたものであることについて状況全体から立証された場合を除き、当該定義は、競技外の検査において禁止されない禁止物質に関する行為を含まないものとする。

有害な分析結果 (Adverse Analytical Finding)

分析機関に関する国際基準に整合するWADA認定の分析機関またはその他のWADAに承認された分析機関からの報告のうち、禁止物質またはその代謝物もしくは指標の存在が検体において確認されたもの、または禁止方法の使用の証拠が検体において確認されたものをいう。

違反が疑われる分析所見 (Adverse Analytical Finding) :

分析機関または分析機関に関する国際基準およびこれに関連する技術上の文書に整合するWADA認定の分析機関またはその他のWADAに承認された分析機関からの報告のうち、禁止物質またはその代謝物もしくは指標の存在（内因性物質の量的増大を含む）が検体において確認されたもの、または禁止方法の使用の証拠が検体において確認されたものをいう。

ドライバーの生体パスポートに基づく違反が疑われる報告 (Adverse Passport Finding) :

適用のある国際基準において記載されているアスリート生体パスポートに基づく違反が疑われる報告として特定された報告をいう。

さらに重大化させるような状況 (Aggravating Circumstances) :

標準的な制裁を超える資格停止期間を課すことを正当化する可能性のあるドライバーまたはその他の者が関与する状況、またはそのようなドライバーまたはその他の者による行為。かかる状況および行為には、次のものが含まれるが、これらに限定されない：複数の禁止物質または禁止方法を使用または保有したドライバーまたはその他の者；禁止物質または禁止方法を複数回使用または保有、またはその他複数のドーピング防止規則違反；正常な個人で、他に適用される資格停止期間を超えて、ドーピング防止規則違反による成績向上効果を楽しむ可能性がある；ドライバーまたはその他の者が、ドーピング防止規

則違反の発見または裁定を回避するために、欺瞞的または妨害的な行為に及んだ場合；または、ドライバーその他の者が結果管理中に不当な改変に関与した場合。疑義を避けるため、ここに記載された状況および行為の例は排他的なものではなく、他の類似の状況または行為も、より長い資格停止期間の賦課を正当化することができるものとする。

ドーピング防止活動 (Anti-Doping Activities) :

ドーピング防止教育および情報提供、検査配分計画、検査対象者登録リストの維持、ドライバー生体パスポートの管理、検査の実施、検体分析の組織化、情報収集および調査の実施、TUE申請処理、結果管理、監視および課された措置と共にコンプライアンスを実行する、およびその他の、コードおよび／または国際基準に規定されているドーピング防止機関により、もしくはそれに代わって実施されるドーピング防止に関する全ての活動。

ドーピング防止機関 (Anti-Doping Organisation) :

WADAまたはドーピング管理過程の開始、実施、または執行に関する規定を採択する責任を負う署名当事者をいう。これには、国際オリンピック委員会、国際パラリンピック委員会、国内ドーピング防止機関、および自己の競技会で検査を実施する主要競技会組織が含まれる。

ASN :

1 国内において唯一のスポーツ権能を所有するFIAに承認された国内自動車クラブ、連合または連盟 (FIA国際モータースポーツ競技規則「定義」の条項に規定される)。

企て (Attempt) :

ドーピング防止規則違反に加担する可能性がある、または結果として加担したこととなる行為の過程において実質的な段階を構成する行動に意図的に携わることをいう。ただし、企てに関与していない第三者によって察知される前にその者が当該企てを放棄した場合には、違反を犯そうとした当該企てのみを根拠としてドーピング防止規則違反があったことにはならないことを条件とする。

非定型報告 (Atypical Finding) :

違反が疑われる分析所見の決定に先立ってなされる、「分析機関に関する国際基準」またはこれに関連する技術に関する文書に規定された更なる調査を要求する旨の、WADA認定分析機関またはその他のWADAに承認された分析機関からの報告をいう。

ドライバーの生体パスポートに基づく非定型報告 (Atypical Passport Finding) :

適用のある国際基準において、アスリート生体パスポートに基づく非定型報告として記載される報告をいう。

CAS :

スポーツ仲裁裁判所 (The Court of Arbitration for Sport) をいう。

コード (Code) :

世界ドーピング防止規程 (The World Anti-Doping Code) をいう。

競技 (Competition) :

それ自体の結果が出る単独のモータースポーツ活動をいう。1つまたはそれ以上のヒート

と1つのファイナル、フリー走行、予選、および複数カテゴリーの結果、あるいは同様の方法で分割される結果で構成されるが、競技会の終了時まで完了されなければならない。以下が1つの競技と見なされる：サーキットレース、ラリー、クロスカントリーラリー、ドラッグレース、ヒルクライム、記録挑戦、テスト、トライアル、ドリフトおよび、FIAモータースポーツ競技規則「定義」の条項に定められる、その他形態のFIAに裁量による競技。

ドーピング防止規則違反の結果 (Consequences of Anti-Doping Rule Violations) (結果／措置) ("Consequences") :

ドライバーまたはその他の者がドーピング防止規則違反を犯した場合に、次に掲げるもののうちの1またはそれ以上の措置が講じられることをいう：(a) **失格／失効 (Disqualification)**とは、特定の競技または競技会におけるドライバーの成績が取り消されることをいい、その結果として、獲得されたメダル、得点、および賞の剥奪を含む措置が課される。；(b) **資格停止 (Ineligibility)**とは、一定期間にわたって、ドライバーまたはその他の者に対して、第10.12.1項の規定のとおり、ドーピング防止規則違反により、競技もしくはその他の活動への参加が禁止され、または資金支援が停止されることをいう。；(c) **暫定的資格停止 (Provisional Suspension)**とは、第8条（公正な聴聞会に参加する権利）の規定に従って開催される聴聞会において最終的な判断が下されるまで、ドライバーまたはその他の者の競技あるいは活動への参加が暫定的に禁止されることをいう。(d) **金銭的措置 (Financial Consequences)**とは、ドーピング防止規則違反を理由として賦課される金銭的制裁措置またはドーピング防止規則違反に関連する費用回収をいう。(e) **一般開示 (Public Disclosure)**とは、一般公衆または第14条に基づき早期通知の権利を有する者以外の者に対する情報の拡散または伝達をいう。チームスポーツにおけるチームもまた、第11条に定めるとおり措置に服する場合がある。

汚染製品 (Contaminated Product) :

製品ラベルおよび合理的なインターネット上の検索により入手可能な情報において開示されていない**禁止物質**を含む製品をいう。

閾値の設定 (Decision Limit) :

国際基準検査で定義されている、検体中の閾値物質の結果の値。この値を超えると違反が疑われる**分析所見**が報告される。

委任された第三者 (Delegated Third Party) :

FIAがドーピング管理またはドーピング防止教育プログラムのあらゆる側面を委任する物。それには**検体採取**あるいはFIAのためにその他の**ドーピング管理サービス**または**ドーピング防止教育プログラム**を実施する**第三者**または他の**ドーピング防止機関**、あるいはFIAのために**ドーピング管理サービス**を実行する**独立請負業者**として働く**個人**（例：非従業員の**ドーピング管理責任者**または**付き添い**）が含まれるが、それに限定されない。この定義にはCASは含まれない。

失格／失効 (Disqualification) :

上記**ドーピング防止規則違反の結果 (Consequences of Anti-Doping Rule Violations)**を参照。

ドーピング管理 (Doping Control) :

検査配分計画の立案から、控訴の最終的な解決および**結果**の執行までの全ての段階およ

び過程をいう。これは検査、ドーピング捜査、居場所情報、TUE、検体採取と取り扱い、分析機関における分析、結果管理、および第10.14項（資格停止または暫定的資格停止中の状態）の違反に関する捜査または手続きを含むが、これらに限定されない。

ドライバー (Driver) :

FIA国際モータースポーツ競技規則第20条に定義されている、国際競技会および／あるいは国内競技会で競技する、すべてのドライバーあるいは同乗者（ナビゲーター、コ・ドライバーを含む）をいう。

ドーピング防止機関は、国際レベルのドライバーまたは国内レベルのドライバーのいずれでもないドライバーにつき、ドーピング防止機関は以下の事項を行う選択権を有する。限定した検査を行い、もしくは検査を行わないこと、すべての禁止物質を対象として網羅的に分析するのではなく、その一部について検体分析を行うこと、限定的な居場所情報を要請し、もしくは居場所情報を要請しないこと、または、事前のTUEを要請しないこと。ただし、ドーピング防止機関が、国際レベル又は国内レベルに至らずに競技するドライバーにつき検査権限を行使する選択をし、当該ドライバーが第2.1項、第2.3項または第2.5項のドーピング防止規則違反を行った場合には、コードに定める措置が適用されなければならない。第2.8項および第2.9項ならびにドーピング防止情報および教育との関係では、コードを受諾している署名当事者、政府その他のスポーツ団体の傘下において競技に参加する者は、ドライバーに該当する。⁷⁶

76 [ドライバーへの解説：スポーツに参加する個人は、次の5つのカテゴリーのいずれかに当てはまる：1) 国際レベルのドライバー、2) 国内レベルのドライバー、3) 国際レベルまたは国内レベルのドライバーではないが、国際競技連盟または国内ドーピング防止機関が権限を行使することを選択した個人、4) レクリエーションドライバー、および 5) 国際競技連盟または国内ドーピング防止機関が権限を行使していない、または権限を行使することを選択していない個人。すべての国際および国内レベルのドライバーは、コードのドーピング防止規則の対象となり、国際および国内レベルのスポーツの正確な定義は、国際競技連盟および国内ドーピング防止機関のドーピング防止規則に定められている。]

ドライバーの生体パスポート (Driver Biological Passport) :

「検査およびドーピング捜査に関する国際基準」および「分析機関に関する国際基準」において記載される、データを収集および照合するプログラムおよび方法をいう。

ドライバー支援人員 (Driver Support Personnel) :

競技に参加し、またはそのための準備を行うドライバーと共に行動し、治療を行い、または支援を行う指導者、トレーナー、監督、代理人、チームスタッフ、競技役員、医師、医療従事者、親またはその他の者をいう。

教育 (Education) :

スポーツの精神を育み守るための価値観を植え付け、行動を発展させ、意図的および意図的でないドーピングを防止することを学ぶ過程。

競技会 (Event) :

1つの統括団体の下で一緒に実施される一連の個別の競技(例：オリンピック競技大会、国際競技連盟の世界選手権、またはパンアメリカン競技大会)。

競技会の期間 (Event Period) :

競技会の決定機関により定められた、競技会の開始と終了の間の時間をいう。

競技会開催場所 (Event Venues) :

競技会の統括団体によって指定された会場。それには、以下が含まれるがそれに限られない：走路（コース）、サーキット、パドック、パークフェルメ、サービスパークまたはゾーン、待機場所、ピット、公衆の立ち入りを禁止しているゾーン、コントロールゾーン、メディア専用ゾーン、給油ゾーン。

過誤 (Fault) :

義務の違反または特定の状況に対する適切な注意の欠如をいう。ドライバーまたはその他の者の過誤の程度を評価するにあたり考慮すべき要因は、例えば、当該ドライバーまたはその他の者の経験、当該ドライバーまたはその他の者が保護対象者であるか否か、障がい等の特別な事情、当該ドライバーの認識すべきであったリスクの程度、ならびに認識されるべきであったリスクの程度との関係で当該ドライバーが払った注意の程度および行った調査を含む。ドライバーまたはその他の者の過誤の程度を評価する場合に考慮すべき事情は、ドライバーまたはその他の者による期待される行為水準からの乖離を説明するにあたり、具体的で、関連性を有するものでなければならない。そのため、例えば、ドライバーが資格停止期間中に多額の収入を得る機会を失うことになるという事実や、ドライバーに自己のキャリア上僅かな時間しか残されていないという事実または競技カレンダー上の時期は、第10.6.1 項または第10.6.2 項に基づき資格停止期間を短縮するにあたり関連性を有する要因とはならない。⁷⁷

77 [過誤の解説：ドライバーの過誤の程度を評価する基準は、過誤が考慮されるすべての条項に共通である。ただし、第10.5.2 項の場合、過誤の程度を評価する際に、ドライバーまたはその他の者に「重大な過誤または過失がないこと」が認定される場合を除き、制裁措置を軽減することは適切ではない。]

FIA:

国際自動車連盟 (The Federation Internationale de l'Automobile) をいう。

金銭的措置 (Financial Consequences) :

上記のドーピング防止規則違反の結果 (Consequences of Anti-Doping Rule Violations) 参照。

競技内 (In-Competition) :

ドライバーが参加する予定の競技の前日午後11時59分に開始され、当該競技および競技に関係する検体採取手順の終了までの期間をいう。⁷⁸

78 [競技内への解説：競技内の定義が広く受け入れられることにより、すべてのスポーツにわたってドライバー間の調和が高まり、競技内検査の関連期間に関するドライバー間の混乱が排除または軽減され、競技会間の不注意による違反が疑われる分析所見が回避され、競技会外で禁止された物質による潜在的なパフォーマンス向上の利益が競技期間に持ち越されるのを防ぐのに役立つ。]

独立オブザーバープログラム (Independent Observer Programme) :

オブザーバーチームおよび/または監査役が、WADAの監督下で、特定の競技会の前で、

またはその間にドーピング管理の過程を監視し、ドーピング管理の過程について助言を提供し、WADAのコンプライアンス監視プログラムの一環として監視事項に関して報告を行うことをいう。

個人スポーツ (Individual Sport) :

チームスポーツ以外のスポーツをいう。

資格停止 (Ineligibility) :

上記のドーピング防止規則違反の結果／措置を参照すること。

組織的な独立性 (Institutional Independence) :

控訴の聴聞パネルは、結果管理に責任を負うドーピング防止機関から組織的に完全に独立しているものとする。したがって、これらはいかなる形であっても、結果管理に責任を負うドーピング防止機関によって管理されたり、関連を持ったり、あるいはその影響を受けたりしてはならない。

国際競技会 (International Event) :

国際オリンピック委員会、国際パラリンピック委員会、国際競技連盟、主要競技組織、またはその他の国際スポーツ組織が競技会の統括団体であるか、競技会の技術責任者を任命する競技会または競技。

国際レベルのドライバー (International-Level Driver) :

検査と調査に関する国際基準に準拠し、各国際競技連盟によって定義された国際レベルでスポーツに出場するドライバー。モータースポーツの場合、国際レベルのドライバーは、本ドーピング防止規則の序文の適用範囲の項に規定されているように定義される。⁷⁹

79 [国際レベルのドライバーへの解説: 検査とドーピング捜査の国際基準に従って、FIAはドライバーを国際レベルのドライバーとして分類するために使用する基準を自由に決定できる。例: ランキングにより、特定の国際イベントへの参加により、ライセンスのタイプにより。ただし、ドライバーがいつ国際レベルのドライバーに分類されるのかを迅速かつ簡単に確認できるように、それらの基準を明確かつ簡潔な形式で公表しなければならない。例えば、基準に特定の国際イベントへの参加が含まれる場合、国際競技連盟はそれらの国際イベントのリストを公表しなければならない。]

国際基準 (International Standard) :

コードを支援する目的でWADAによって採択された基準をいう。国際基準（他に採りうる基準、慣行または手続とは対立するものとして）を遵守しているというためには、国際基準に盛り込まれた手続を適切に実施していると判断されることが必要である。国際基準は、国際基準に基づき公表された技術文書を含む。

主要競技会組織 (Major Event Organisations) :

大陸、地域、またはその他の国際イベントの統括団体として機能する国内オリンピック委員会の大連協会およびその他複数のスポーツの国際的機関をいう（国際スポーツ連盟グローバル協会、コモンウェルスゲームズ連盟など）。

指標 (Marker) :

化合物、化合物の集合体または生物学的変数であって、禁止物質または禁止方法の使用

を示すものをいう。

代謝物 (Metabolite) :

生体内変化の過程により生成された物質をいう。

最低報告レベル (Minimum Reporting Level) :

検体中の禁止物質、その代謝物、または指標の推定濃度で、それ以下では、WADA認定検査機関がその検体を違反が疑われる分析所見として報告すべきではない濃度。

未成年者 (Minor) :

18歳に達していない者をいう。

国内ドーピング防止機関 (National Anti-Doping Organisation) :

各国内において、ドーピング防止規則の採択および実施、検体採取、検査結果の管理並びに聴聞会の監督に関して第一位の権限を有し、責任を負うものとして国の指定を受けた団体をいう。関連当局によって当該指定が行われなかった場合には、当該国の国内オリンピック委員会またはその指定を受けた者が国内ドーピング防止機関となる。

国内競技会 (National Event) :

国際競技会ではない、国際レベルまたは国内レベルのドライバーが関与するスポーツ競技会または競技。

国内レベルのドライバー (National-Level Athlete) :

「検査およびドーピング捜査に関する国際基準」に適合する、各国内ドーピング防止機関が定義する、国内レベルで競技するドライバーをいう。

国内オリンピック委員会 (National Olympic Committee) :

国際オリンピック委員会公認の組織をいう。国内競技連合が国内オリンピック委員会のドーピング防止の分野における典型的な責任を負う国においては、国内オリンピック委員会は、当該国内競技連合を含むものとする。

過誤または過失がないこと (No Fault or Negligence) :

ドライバーまたはその他の者が禁止物質もしくは禁止方法の使用または投与を受けたこと、またはその他のドーピング防止規則に違反したことについて、自己が知らず、または推測もせず、かつ最高度の注意をもってしても合理的には知り得ず推測もできなかったであろう旨を当該ドライバーが証明していることをいう。保護対象者またはレクリエーションドライバーの場合を除き、第2.1項の違反につき、ドライバーは禁止物質がどのように自らの体内に入ったかについても証明しなければならない。

重大な過誤または過失がないこと (No Significant Fault or Negligence) :

ドライバーまたはその他の者が、事情を総合的に勘案し、過誤または過失がないことの基準を考慮した時に、ドーピング防止規則違反との関連において、当該ドライバーまたはその他の者の過誤または過失の度合いが重大なものではなかった旨を当該ドライバーまたはその他の者が証明していることをいう。保護対象者またはレクリエーションドライバーの場合を除き、第2.1項の違反につき、ドライバーは禁止物質がどのように自らの体内に入ったかについても証明しなければならない。

運営上の独立性 (Operational Independence) :

これは以下を意味する：(1) 結果管理の責任を負うドーピング防止機関またはその関係先（例えば、加盟連盟または連合）の取締役会メンバー、スタッフメンバー、委員会メンバー、コンサルタントおよび役員、ならびに、事案の捜査および事前裁定に関与する一切の者は、結果管理の責任を負うドーピング防止機関の聴聞パネルの陪審員および／または書記（その書記が審議プロセスおよび／または決定の草案に関与する限りにおいて）として任命することはできない。および、(2) 聴聞パネルは、ドーピング防止機関または第三者からの干渉を受けることなく聴聞および意思決定のプロセスを実施できる立場にあるものとする。その目的は、聴聞パネルの陪審員やそうでなければ聴聞パネルの決定に関与する個人が、事案の捜査や決定手続き進行に関与しないようにすることにある。

競技外 (Out-of-Competition) :

競技内以外の期間をいう。

参加者 (Participant) :

ドライバーまたはドライバー支援人員をいう。

人／者 (Person) :

自然人、または組織その他の団体をいう。

保有 (Possession) :

実際に物理的に保有している状態、または擬制保有をいう（これに該当するものは、禁止物質もしくは禁止方法に対して、または禁止物質もしくは禁止方法が存在する場所に対して、人が排他的に支配を及ぼし、または支配を及ぼすことを意図している場合に限られる）。ただし、禁止物質もしくは禁止方法に対して、または禁止物質もしくは禁止方法が存在する場所に対して、人が排他的に支配を及ぼしていない場合には、擬制保有には、当該人が禁止物質もしくは禁止方法の存在を承知しており、かつ、これに対して支配を及ぼす意図があったもののみが該当する。ただし、人が、ドーピング防止規則に違反した旨の通知（種類は問わない）を受ける前に、ドーピング防止機関に対する明確な表明という形により、保有の意思がなく、保有を放棄した旨を証明する具体的な行為を起こしていた場合には、当該保有のみを根拠としてドーピング防止規則違反があったことにはならない。本定義における異なる記載にかかわらず、禁止物質もしくは禁止方法の購入（電磁的その他の方法を含む）は、当該購入者による保有を構成する。⁸⁰

80 [解説：本定義に基づき、ドライバーの車内においてアナボリックステロイド薬が発見された場合、第三者がその自動車を用いていた旨を当該ドライバーが証明できなければ、違反が成立する。この場合、FIAは、ドライバー本人が当該車両を排他的に支配できない状態にあったとしてもドライバーはアナボリックステロイド薬の存在を知っており、当該ステロイド薬に支配を及ぼす意図があったということを証明しなければならない。同様に、ドライバーとその配偶者が共同で管理している自宅の薬棚にアナボリックステロイド薬が発見された場合には、ドーピング防止機関は、薬棚の中にアナボリックステロイド薬が存在することをドライバーが知っており、当該ステロイド薬に支配を及ぼす意図があったことを証明しなければならない。禁止物質を購入する行為自体は、例えば、製品が届かず、他人がこれを受領し、又は、第三者の住所に送付された場合でも、保有を構成する。]

禁止表 (Prohibited List) :

禁止物質および禁止方法を特定した表。

禁止方法 (Prohibited Method) :

禁止表に掲げられる方法をいう。

禁止物質 (Prohibited Substance) :

禁止表に掲げられる物質、または物質の分類をいう。

保護対象者 (Protected Person) :

ドーピング防止規則違反時に以下の条件に該当するドライバーまたはその他の者。(i) 16歳に達していない。; (ii) 18歳に達しておらず、どの登録検査対象者にも含まれておらず、オープンカテゴリーの国際イベントに出場したことがない。; または (iii) 年齢以外の理由により、適用される国内法に基づく法的能力がないと判断された場合。⁸¹

81 [保護対象者への解説: コードは、一定の年齢または知的能力未満では、ドライバーまたはその他の者はコードに含まれる行為に対する禁止を理解して認識する精神的能力を備えていない可能性があるという理解に基づいて、特定の状況において保護対象者をドライバーまたは他の者とは異なる方法で扱っている。これには、例えば、知的障害により法的能力の欠如が文書化されているパラリンピックドライバーが含まれる。「オープンカテゴリー」という用語は、ジュニアまたは年齢層グループのカテゴリーに限定された競争を除外することを意味する。]

暫定聴聞会 (Provisional Hearing) :

第7.4.3項との関係において、第8条に基づく聴聞会に先立って開催される略式の聴聞会であって、ドライバーに対して通知を交付し書面または口頭で意見を聴取する機会を与えるものをいう。⁸²

82 [暫定聴聞会への解説: 「暫定聴聞会」とは、事案における事実の完全な審査を伴わない可能性のある、予備的な手続にすぎない。ドライバーは暫定聴聞会の後、事案の本案につき、引き続き完全な聴聞を受ける権利を有する。これに対し、第7.4.3項に当該用語が使用されるところの「緊急聴聞会」とは、迅速な日程に基づき行われる本案に関する完全な聴聞会である。]

暫定的資格停止 (Provisional Suspension) :

上記のドーピング防止規則違反の結果／措置を参照すること。

一般開示 (Publicly Disclose) :

上記のドーピング防止規則違反の結果 (Consequences of Anti-Doping Rule Violations) 参照。

レクリエーションドライバー (Recreational Driver) :

関連する国内ドーピング防止機関によってそのように定義されている者。ただし、この用語には、ドーピング防止規則違反を犯す前の5年以内に、国際レベルのドライバー (検査およびドーピング捜査に関する国際基準に従って各国際競技連盟によって定義される)、または国内レベルのドライバー (検査およびドーピング捜査の国際基準に従って各国内ドーピング防止機関によって定義される) でオープンカテゴリーの国際イベントにていずれかの国の代表を務めたことがある、または国際競技連盟または国内ドーピング防止機関が管理する登録検査対象者またはその他の居場所情報提出者に含まれている者は含まれないも

のとする。⁸³

83 [レクリエーションドライバーへの解釈：「オープンカテゴリー」という用語は、ジュニアカテゴリーまたは年齢層グループのカテゴリーに限定された競技を除外することを意味する。

地域ドーピング防止機関 (Regional Anti-Doping Organisation) :

国内ドーピング防止プログラムにつき委託された領域を調整し、管理する、加盟国の指定する地域的団体をいう。国内ドーピング防止プログラムにつき委託された領域とは、ドーピング防止規則の採択および実施、検体の計画及び採取、結果管理、TUEの審査、聴聞会の実施、ならびに地域レベルにおける教育プログラムの実施を含みうる。

登録検査対象者リスト (Registered Testing Pool) :

国際レベルでは国際競技連盟によって、また国内レベルでは国内ドーピング防止機関によって個別に設立された検査の最優先ドライバーの登録リスト。これらのドライバーは、国際競技連盟または国内ドーピング防止機関の検査配分計画の一環として集中的な競技内および競技外検査の対象となり、従って、第5.5条および検査およびドーピング捜査に関する国際基準に規定されている通り、居場所情報を提供することが求められる。

結果管理 (Results Management) :

結果管理に関する国際基準の第5条に基づく通知、または特定の場合（例：非定型報告、ドライバーの生体パスポート、居場所情報義務違反）、結果管理の国際基準第5条に明示的に規定される事前通知措置と、第一審または控訴審（控訴が提起された場合）の聴聞プロセスの終了を含む、告発から問題の最終解決までの包括的期間のプロセス。

検体または標本 (Sample or Specimen)

ドーピング管理において採取された生体物質をいう。⁸⁴

84 [検体または標本への解説：一定の宗教的又は文化的集団においては、血液検体の採取は信条に反すると主張されることがあるが、当該主張には根拠がないものとされている。]

署名当事者 (Signatories) :

コード第23条に定める通り、コードに署名し、本規則コードを遵守することに同意した団体をいう。

特定の方法 (Specified Method) :

第4.2.2項を参照。

特定物質 (Specified Substances) :

第4.2.2項を参照。

厳格責任 (Strict Liability) :

ドーピング防止規則違反を立証するためには、ドーピング防止機関において、ドライバー側の使用に関しての意図、過誤、過失または使用を知っていたことを立証しなくてもよいとする第2.1項及び第2.2項に基づく法理をいう。

濫用物質 (Substance of Abuse) :

第4.2.3項を参照。

実質的な支援 (Substantial Assistance) :

第10.7.1項との関係において、実質的な支援を提供しようとする者は：(1) 自己が保有するドーピング防止規則違反または第10.7.1.1項に記載されているその他の手続きに関するすべての情報を署名入りの書面あるいは録音されたインタビューにより完全に開示し、(2) ドーピング防止機関または聴聞パネルからの要求がある場合には聴聞会において証言をするなど、当該情報に関するあらゆる事案または事柄の調査および裁定に対し十分に協力しなければならない。さらに、提供された情報は、信頼できるものであり、かつ、手続きが開始された訴訟または手続きの重大な部分を含むものでなければならず、仮に訴訟または手続きが開始されていない場合には、訴訟または手続きの開始に十分な根拠を与えるものでなければならない。

不当な改変 (Tampering) :

ドーピング管理過程を破壊するが、それ以外の場合は禁止方法の定義には含まれない意図的な行為。不当な改変には、行為の実行または不実行を目的とした賄賂の提供または受領、検体の収集の妨害、検体分析への影響または分析の不可能化、ドーピング防止機関またはTUE委員会、もしくは聴聞パネルに改ざん文書の提出、証人から虚偽の証言を調達すること、結果管理または結果の賦課に影響を与えるためにドーピング防止機関または聴聞機関に対してその他の不正行為を行うこと、およびドーピング管理のあらゆる側面に対するその他の同様の意図的な干渉または干渉の企てが含まれるが、これに限定されない。⁸⁵

85 [不当な改変への解説：例えば、この条項は、検査中にドーピング管理用紙の識別番号を変更すること、B検体の分析時にBボトルを割ること、異物の添加により検体を改変すること、潜在的な証人、またはドーピング管理過程において証言や情報を提供した証人を脅迫する、あるいは脅迫を企てることを禁止することになる。不当な改変には、結果管理プロセス中に発生する不正行為が含まれる。第10.9.3.3項を参照。ただし、ドーピング防止規則違反容疑に対する正当な防御の一環として行われた行為は、不当な改変とはみなされない。ドーピング管理職員またはドーピング管理に関与するその他の者に対する攻撃的行為であって、不当な改変に該当しない行為は、スポーツ団体の懲戒規則で対処するものとする。]

特定対象検査 (Target Testing) :

特定ドライバーを「検査およびドーピング捜査に関する国際基準」に定められた基準に基づき抽出して行う検査をいう。

チームスポーツ (Team Sport) :

本規定の目的のみに限り、コートにおけるチームスポーツの定義にかかわらず、クルー（ドライバーおよび同乗者）がその他のクルーと共に競技する、あるいは競技内にドライバー交代が認められるモータースポーツ分野をいう。

技術文書 (Technical Document) :

国際基準に規定されている、特定のドーピング防止テーマに関する必須の技術要件を含む、WADAによって随時採用および発行される文書。

検査 (Testing) :

ドーピング管理過程のうち、検査配分計画の立案、検体の採取、検体の取扱いならびに分析機関への検体の輸送を含む部分をいう。

検査対象者 (Testing Pool) :

登録検査対象者リストの下の階層となる対象者。競技外でドライバーの場所を突き止め検査するために、一部の居場所情報が必要なドライバーが含まれる。

治療使用特例 (Therapeutic Use Exemption - TUE) :

治療使用特例により、病状のあるドライバーは禁止物質または禁止方法を使用することができるが、これは第4.4項と治療使用特例に関する国際基準に定められた条件が満たされている場合に限る。

不正取引 (Trafficking) :

ドーピング防止機関の権限に服するドライバー、ドライバー支援人員またはその他の者が、第三者に対し、禁止物質または禁止方法を販売、供与、輸送、送付、配送または配達（あるいはそのような目的で保有）すること（物理的方法、電磁的方法その他方法を問わない）をいう。ただし、以下は含まれない：純粹かつ合法的な治療の目的またはその他の正当化事由がある善良な医師による禁止物質を含む行為。禁止物質が、純粹かつ合法的な治療の目的によるものではなかった、もしくは競技力を向上させる意図があったことが全体として証明された場合を除き、競技外の検査において禁止されていない禁止物質を含む行為。

ユネスコ国際規約 (UNESCO Convention) :

2005年10月19日のユネスコ総会の第33回会期において採択されたスポーツにおけるドーピング防止に関する国際規約並びに同規約の締約国およびスポーツにおけるドーピング防止に関する締約国会議において採択されたその全ての改定をいう。

使用 (Use) :

禁止物質を利用し、塗布し、服用し、注入し若しくは摂取すること、または禁止方法によりこれらを行うことをいい、その手段を問わない。

WADA :

世界ドーピング防止機構 (The World Anti-Doping Agency) をいう。

他の権利に影響を及ぼさない合意 (Without Prejudice agreement) :

第10.7.1.1項および第10.8.2項の目的のため、ドーピング防止機関とドライバーまたはその他の者との間の書面による合意。これにより、ドライバーまたはその他の者が定義された期限付きの設定内でドーピング防止機関に情報を提供することが許可されるが、実質的な援助に関する合意または事件解決に関する合意が最終的に成立していない場合、この特定の設定においてドライバーまたはその他の者によって提供された情報は、ドーピング防止機関がそのドライバーまたはその他の者に対してコードに基づく結果管理過程において使用できないこと、また、この特定の設定においてドーピング防止機関によって提供された情報は、コードに基づく結果管理手過程において、ドライバーまたは他の者がそのドーピング防止機関に対して使用できないことを理解した上で、許可される。このような合意は、ドーピング防止機関、ドライバーまたはその他の者が、その合意に記載されている特定の期限付きの設定中以外の情報源から収集した情報または証拠を使用することを妨げるものではない。